

第9章 食糧庁

第1節 米政策の改革

1 「米づくりのあるべき姿」を目指して

農林水産省では、生産調整の今後のあり方等について幅広く検討するため、学識経験者、生産者団体、地方公共団体等から構成される「生産調整に関する研究会」を平成14年1月に設置した。研究会では、議論の内容は全て公開するなど透明性の確保に配慮しつつ、現地検討会を含め計46回の議論が行われ、同年11月29日に、「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」が取りまとめられた。農林水産省はこの報告を踏まえ平成22年までに「米づくりのあるべき姿」の実現を目指した水田農業政策・米政策の大転換を内容とする「米政策改革大綱」を決定した。

この米政策改革は、今までの米政策・水田農業政策の問題点を踏まえ、「メッセージが明瞭でわかりやすい政策」、「効率的で無駄のない政策」、そして「決定と運用の全てのプロセスについて透明性が確保された政策」をめざすことを基本理念としている。また、改革の内容については次の4つの特徴を有している。まず、1点目は、改革の道筋を明らかにするとともに、準備期間の設定や実行過程の検証を毎年度行うなど、「米づくりのあるべき姿」への円滑な移行（ソフトランディング）を図ること。2点目は、生産構造、需給調整や流通制度などの課題ごとに改革すべき内容とその目標年次を明確化していること。3点目は、改革に実行に当たって、農業者・農業者団体、流通業者の主体的判断に基づく創意工夫が活かされるような条件整備を図ること。そして4点目は、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策における改革のどれか一つが欠けても十分なものとはならないことからこれらの政策全体をパッケージとして実施すること。

しかし、当然、これらの改革の効果は一朝一夕に現れるものではない。米づくりのあるべき姿の実現のためには、農業者・農業者団体はもちろん、行政関係者、流通業者、消費者等の関係者が、この米政策改革大綱の趣旨を踏まえ、一丸となって取り組んでいくことが

きわめて重要である。

2 米政策改革大綱

米の過剰基調が継続し、これが在庫の増嵩、米価の低下を引き起こし、その結果、担い手を中心として水田農業経営が困難な状況に立ち至っている。他方、消費者ニーズが多様化し、これにきめ細やかに対応した安定的供給の必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関連する政策経費の思い切った縮減が可能となるような政策を行うべく、国民的な観点に立って、次のとおり、水田農業政策・米政策の大転換を図る。

第1 目的

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。

このため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行する。

第2 米づくりの本来あるべき姿と実現の道すじ

- (1) できるだけ早期に望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業のビジョンの策定とそれに基づく多様な取組を行い、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す
- (2) 需給調整システムについて、平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。
- (3) 農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付ける。
- (4) 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

第3 平成16年度からの当面の需給調整のあり方

- (1) 国は、公正・中立な第三者機関的な組織の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。
- (2) 生産数量を調整する方式へ転換する。生産数量の目標は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、5の過剰米短期融資制度による過剰処理分を補正する。
生産数量の目標は、行政及び農業者団体の両ルートで配分する。
- (3) 農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態に合わせて設定する。
- (4) 助成措置については、地域の多様な取組に答えられる新たな発想の下に、全国一律の方式から転換し、対策期間中安定した一定の交付額により水田農業の産地づくりを進める対策と米価下落対策を柔軟に実施する「産地づくり推進交付金」を創設する。
- (5) 豊作による過剰米については、「過剰米短期融資制度」を創設し、短期融資の仕組みを活用して、区分出荷を促し、主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その需要開拓に結びつける。

第4 流通制度改革

- (1) 創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進の観点に立って、流通制度を改革し、安定供給のための自主的な取組を支援する。
- (2) 実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。
- (3) 消費者の信頼性の回復の観点に立って、適正表示の確保措置、トレーサビリティシステムの導入等を実施する。
- (4) 消費者の安全性に関する関心に適切に応えていくため、安全性確認体制の確立を図る。このため、農業者団体等が行う全国的規模での効率的検査体制の整備を推進するとともに、安全性確保策の強化について引き続き検討する。
- (5) 米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動を展開する。
- (6) 安定供給を図るための危機管理体制を体系的に整備することとし、この前提として、流通業者につい

て、届出制の導入等により平常時から幅広く把握できる体制を構築する。

- (5) 政府備蓄について、百万tを適正備蓄水準として、入札による買入れ・売渡しを実施する。

第5 経営政策・構造政策の構築

- (1) 集落段階での話し合いを通じ、地域ごとに担い手を明確化する。このため、認定農業者制度の見直し・改善を行う。また、認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体（仮称）」を担い手として位置付ける。
- (2) 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乗せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。
- (3) 担い手のニーズを踏まえた農地の利用集積促進が可能となるような制度面の措置を強化する。また、水田整備の事業体系を利用集積、経営体の育成等成果重視の整備へと転換するなど、農地利用集積の確実な進展を図る。

第6 水田利用のあり方・農業生産対策の展開

- (1) 水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。これに際し、多収性品種や新形質米の開発普及、低コスト化農法の定着、耕畜連携のための条件整備、輸送の効率化等の体制整備を図りつつ、飼料用稲や加工用米の定着・拡大に向けた取組を推進する。
- (2) 生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産に取り組む生産者に対する支援策及び耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物生産に取り組む生産者に対する支援策を実施する。

第7 その他

関連施策（産地づくり推進交付金、過剰米短期融資制度及び担い手経営安定対策）の具体的内容については、平成16年度予算の概算要求の決定時までに、各関連施策間の総合性・整合性をとりながら、農林水産予算全体の適切かつ効果的な編成の観点に立って決定する。

なお、米政策改革大綱の具体化にあたり、与党等と

の議論を踏まえ、16年度予算概算要求においては、産地づくり推進交付金及び米価下落影響緩和対策、過剰米短期融資制度について、それぞれ水田農業構造改革対策、稲作所得基盤確保対策、集荷円滑化対策に名称を変更している。

第2節 食糧制度の運営

米をめぐる情勢は、

- ① 1人当たりの年間消費量が昭和37年度に118.3kgだったものが平成13年度には63.6kgとなるなど需要が大きく減少している
- ② 国が稲の作付をしない面積を配分する生産調整を30年以上やってきて生産調整は106万haと過去最高になり、生産調整の限界感や負担感が高まっている
- ③ 担い手の世代交代が進まず、新しい担い手育成の面で立ち遅れている

など、まさに閉塞状況に立ち至っている。

このような閉塞状況を打開し、水田農業の未来を切り拓くため、これまでの米政策を抜本的に見直し、平成14年12月に「米政策改革大綱」を策定し、消費者重視・市場重視の視点に立って、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって行うこととしたところである。

今回の米改革がこれまでの米政策と大きく異なるのは、分かりやすさ・効率性・透明性を確保することであり、具体的に以下の措置を講ずることとしている。

- ① まず、政策手段と目標を明確化し、分かりやすくする観点に立って、
 - ア 地域自らの発想・戦略と地域の合意に基づく取組を支援する「産地づくり対策」
 - イ 生産調整のメリット対策として米価下落の影響を緩和する「米価下落影響緩和対策」
 - ウ 担い手の稲作収入の安定を図る「担い手経営安定対策」

を講ずることとしている。

- ② 次に、効率的で無駄のない政策として

- ア 生産過剰分を主食用として高い価格で集荷し、最も価格の安い飼料用米として処理するという無駄をなくすため、豊作による過剰米が主食用として区別して出荷されるような仕組みを作る
- イ 生産調整面積を達成しても、残る水田で増産され、生産調整の効果が減殺されるということなくするため、生産数量を調整する方式に転換する

こととしている。

- ③ さらに、透明性が確保された政策として、

- ア 生産調整の配分に当たって、前年の需要量を基に生産目標数量を策定するとともに、公正・中立な第三者機関的な組織の助言を得て決定する
- イ 米政策の改革の目標を明確化するとともに、毎年の改革の実行過程をチェックすることとしている。

平成15年はこのような改革を実行に移す年であり、この一環として、平成15年3月7日、生産調整制度の見直し、計画流通制度の廃止等を内容とする食糧法改正法案を国会に提出するとともに、今回の米政策の改革の全体像を分かりやすく総合的に取りまとめた「米政策改革基本要綱」（案）を公表したところである。

1 平成14米穀年度の需給状況と生産調整

平成13年産米については、101万ha（かい廃分を控除したベースで97万ha）の生産調整に取組み、関係者の精力的な努力により全国で100.6%の実施率となった。

また、緊急需給調整対策の取組みも行われ、作況指数103の状況の下、13年産米の生産抑制に成果をあげ、水陸稲収穫量は906万tとなった。

加えて、「当面の需給安定のための取組みの基本的考え方について」（平成13年11月）において、生産オーバー分を配合飼料用への処理及び持越しが予想される自主流通米在庫については、調整保管を実施する等の方針を明らかにするとともに、「14米穀年度の端境期における需給の安定確保対策」（平成14年7月）の需給改善効果により、スタートから翌年の4月までのすべての入札において、12年産価格を上回り、年間を通じて比較的安定的に推移した。

14米穀年度の計画流通米の販売については、これまでの需給改善の取組みの効果を活かし、生産者の手取りの確保、計画流通米の販路確保が最大限図られるよう、生産者団体とともに、自主流通米、政府米それぞれの持ち味を活かして、積極的かつ円滑な販売を行い、双方の持越在庫の計画的な縮減を図っていくこととし、自主流通米の販売については、年間を通じて堅調に推移した。一方、政府米については、出来秋に安価な計画外流通米等が出回り、販売が低調に推移したものの、ほぼ計画どおりの販売実績となった。

その結果、14年10月末の持越在庫は201万t（自主流通米46万t、政府米155万t）となった。

このような最近の需給・価格動向にかんがみ、「平成15年産米の需給安定に向けた取組について」（14年

12月)において、米消費の構造的変化に伴う最近の米需要の大幅な減少等、現下の状況を踏まえつつ、今後の米政策の見直しに係る諸施策の円滑な推進を図るため、早期に米需給の安定を図ることが喫緊の課題となっていることから、平成15年度の生産調整規模は、需要量に見合った生産を推進する観点から、106万ha規模(かい廃を控除した実質生産調整規模は102万ha)に設定することとした。

2 自主流通米の価格形成

米政策改革大綱で、「実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。」と示されたことを受け、自主流通米価格形成センターでは「自主流通米の入札取引の仕組みに関する検討小委員会を開催し、魅力ある市場条件の整備、新規参入を含めた市場開放性の確保、取引の公正・中立性確保等のための具体的方策について検討を行っている。

3 政府買入米価

食糧法の下では、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことから、政府買入米価については、自主流通米の価格動向その他の米の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米の再生産を確保することを旨として定めることとされている。

このような基本的な考え方を踏まえ、政府買入米価については、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点から、

- (1) 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により、自主流通米価格の変動率を求めるとともに、
- (2) 生産費調査に基づく米販売農家の生産費の動向の比較等により生産コスト等の変動率を求め、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格(前年産の政府買入米価)に乗じるという方式により算定を行っているところである。

15年産米の政府買入価格についても、この算定方式により算定を行った。

第3節 米穀の需給及び価格の安定に関するための措置

1 需 給

(1) 全 体 需 給

平成14・15米穀年度の需給計画は、平成14年3月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本

計画」において次のとおり定めた。

○平成14・15米穀年度の需給見通し

平成13年10月末持越在庫	223万 t
(うち外国産米10万 t)	
平成13年産米生産量	906万 t
(うち計画出荷量)	(446万 t)
生産オーバー分の配合飼料用処理	△11万 t
外国産米	77万 t
供給量計	1,195万 t
主食用等需要量	900万 t
加工用等需要量	101万 t
需要量計	1,001万 t
平成14年10月末持越在庫数量	194万 t
(±10万 t)	
(うち外国産米10万 t)	
平成14年産米生産量	900万 t
(うち計画出荷量)	(477万 t)
外国産米	77万 t
供給量計	1,171万 t
主食用等需要量	900万 t
加工用等需要量	101万 t
需要量計	1,001万 t
平成15年10月末持越在庫数量	170万 t
(±10万 t)	
(うち外国産米10万 t)	

(注) 1 「14年10月末持越在庫量及び15年10月末持越在庫量」欄の(±10)は、米国の生産・流通・消費の各段階で見通しに変動が生じた場合に想定される持越在庫量の増減を示したものである。

2 生産量(陸稲含む)及び自主流通米の出荷量は、加工用米の生産予定数量(平成13年産・14年産とも24万 t)を含む数量である。

3 主食用等需要量は、主食用のほか、自主流通米で供給されている酒造用及びもち米の需要量である。

4 外国産米の13年10月末持越在庫量10万 tのほか、次のものがある。

飼料用備蓄	25万 t
援助用備蓄	40万 t
合 計	65万 t

5 加工用等需要量は加工用、輸入米粉調整品等代替、新規用途及び援助用等である。

6 15米穀年度の外国産米の数量は、現行のWTO農業協定に基づき実施期間の最終年度

のミニマム・アクセス数量としている。

(2) 国 内 産 米

ア 14米穀年度における国内産米の供給数量は、13年産米の生産量906万tと持越在庫213万t、生産オーバーに伴う配合飼料用処理△8万t、新米早喰2万tと合わせた1,109万tの供給をおこなった。このうち政府米については、13年10月末持越在庫176万tと13年産政府買入8万t、生産オーバーに伴う配合飼料用処理△8万tを合わせ176万tの供給をおこない、自主流通米については、持越在庫37万tと13年産買入438万t、新米早喰2万tで473万tの供給をおこなった。

イ 一方、主食用等需要量については、886万tとなり、自主流通米については406万tとなり、政府米では21万tとなった。

加工用等需要量については、自主流通米（加工用米）21万tであった。

ウ この結果、14年10月末持越在庫は201万tとなり、内訳としては自主流通米で46万t、政府米では155万tの在庫を有することとなった。

エ 平成14年産米の生産目標数量は、国内産米の在庫水準の適正化を図る観点から899万tとし、このうち加工用米の生産予定数量は24万tとした。

また、平成14年産米の生産調整目標面積は、予想反収を前提とし1,010千ha、このうち生産調整目標面積の内数となる加工用米の作付予定面積は46千haとした。

○平成14年産米の必要生産量及び生産調整目標面積

生産目標数量	8 7 5 万 t
加工用米生産予定数量	2 4 万 t
生産調整目標面積	1 , 0 1 0 千 h a
加工用米作付予定面積	4 6 千 h a

(3) 外 国 産 米

平成14米穀年度のミニマム・アクセス輸入米の需給については、13米穀年度からの持越在庫量は10万t（このほか飼料用備蓄25万t及び援助用備蓄40万t）であり、14米穀年度の輸入数量は77万tとなった。

一方、販売量は、主食用に10万t、加工用に24万tの34万tとなった。

この結果、平成14米穀年度のミニマム・アクセス輸入米の持越在庫数量は53万tとなったが、国内産米の需給に影響を与えないよう援助用として43万tと13米

穀年度に行った援助用備蓄残17万tをあわせて60万tを備蓄することとし、10万tについては15米穀年度に繰越すこととした。

2 14年産米の出荷

14年産米の出荷は、14年3月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において、計画出荷量については477万t、政府が備蓄運営のため買い入れる米穀の数量については15万tとそれぞれ定めたところである。

ただし、「新たな米政策大綱」（平成9年11月）で確立した備蓄運営ルールを踏まえ、政府が備蓄運営のため買い入れる米穀の数量15万tについては、14米穀年度の政府米販売が20万tとなることを前提とするものであり、実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は、15万tから販売計画未達数量を控除した数量とした。

(1) 計画出荷申出数量の申出

基本計画で定められた計画出荷数量を基礎として、4月1日から4月30日までの間、生産者から計画出荷米として出荷を予定する数量の申出を受けた。

申出の結果は、計画出荷申出数量の合計498万t（うるち米485万t、もち米14万t）となった。

(2) 予定計画出荷基準数量の決定

14年産米の都道府県別予定計画出荷基準数量については、基本計画において定められた計画出荷数量の範囲内にする必要があることから、うるち米、もち米ともに計画出荷申出数量を減額調整した上で、各都道府県ごとの予定計画出荷数量（合計477万t）を決定し通知した。

当該通知を受け、都道府県が市町村ごとの予定計画出荷数量を、市町村が生産者ごとの予定計画出荷基準数量を決定し通知した。

(3) 政府売渡申出数量の申出

14年産米の政府買入については、14米穀年度の政府米販売がほぼ計画通りとなったことから、備蓄運営ルールに基づき、15万tの政府買入を行うこととなった。

この政府買入数量15万tについては、都道府県別の政府買入実績、都道府県産政府米の販売実績、生産調整面積及び生産者団体の意向を踏まえて都道府県別に配分することとして、14年12月13日に都道府県別政府買入基礎数量の配分が行われた。

14年産米の政府売渡申出数量の申出期間は、14年12月16日から12月24日までと定めて告示をし生産調整実施者からの政府売渡申出数量の申出を受け、各道府県毎の予定政府買入数量を決定し、また、変更申出を行っ

た県について予定政府買入数量の変更を行い、15年5月までに都道府県合計で15万 t を通知した。

(4) 予定計画出荷基準数量の変更

出来秋において、生産者による予定計画出荷基準数量の変更の申出及び当該変更申出に基づく予定計画出荷基準数量の変更を実施し、その結果、3道県について都道府県別予定計画出荷数量の変更が該当（うるち米5、839 t の減少変更）した。

(5) 計画流通米の最終出荷数量

14年産米については、15年2月末で計画出荷基準数量の確定を行い、売渡し等の期限である15年3月末まで出荷がなされ、計画出荷米（自主流通米及び政府米）の出荷実績は、433万 t（自主流通米424万 t、政府米9万 t）となったが、政府米の買入期限については15年10月末日となっていることから、今後、数量の変動がありうる。

なお、各都道府県の計画出荷米の出荷数量は表1のとおりである。

(6) 出 荷 対 策

14年産米の出荷については、本年が13年産米に引き続いた大綱の推進5年目に当たり、大綱に基づく稲作経営安定対策、計画流通制度（備蓄運営ルール）及び緊急総合米対策等の施策の着実な推進を図る必要があったこと等から、生産現場への周知活動の徹底、出荷手続きの運用及びその結果に即した的確な出荷への対応を関係者と連携の下に実施した。

3 販 売

政 府 米 の 販 売

14米穀年度の政府米の主食用の販売については、計画流通米の販路を確保し、自主流通米、政府米双方の持越在庫が計画的に縮減されるよう20万 t を販売することとした。

このため、政府米の信頼を確保し、需要者に対する年間安定的な供給を行うため、長期安定契約の申込機会の拡大、品質確認の徹底等の取り組みを行った結果、計画どおり20万 t の販売実績となった。

4 米穀の自主流通制度

(1) 概 要

自主流通制度は、食糧管理法の枠内で政府を通じない米穀の流通の途を開き、市場原理を導入することにより消費者のニーズに応ずる米穀の流通を図るという意図の下に、昭和44年産米から発足した。

食糧管理法下における自主流通制度は、・消費者にとっては食味の良い米を選択して購入でき、・生産者に

表1 平成14年産米 都道府県別制度別出荷実績

(平成15年6月末日現在)

(単位：t)

都道府県	米政策	自主流通米	合 計
全 国	141,410	4,191,027	4,332,436
北海道	17,542	361,155	378,698
青 森	6,776	168,215	174,991
岩 手	6,348	194,890	201,238
宮 城	12,121	258,534	270,655
秋 田	10,583	360,013	370,596
山 形	7,906	281,432	289,338
福 島	0	169,292	169,292
茨 城	4,858	113,243	118,101
栃 木	6,835	188,768	195,603
群 馬	3,808	15,087	18,895
埼 玉	2,221	33,512	35,733
千 葉	1,145	92,670	93,815
東 京	0	37	37
神奈川	78	2,611	2,689
新 潟	103	412,000	412,103
富 山	3,450	153,877	157,327
石 川	2,220	84,854	87,074
福 井	1,301	93,887	95,188
山 梨	197	4,249	4,446
長 野	2,529	100,353	102,882
岐 阜	1,455	46,328	47,782
静 岡	0	13,576	13,576
愛 知	1,413	38,013	39,426
三 重	1,590	47,325	48,915
滋 賀	2,986	102,825	105,811
京 都	920	24,346	25,266
大 阪	0	1,802	1,802
兵 庫	1,226	80,669	81,895
奈 良	1,200	9,607	10,807
和歌山	0	2,493	2,493
鳥 取	1,204	39,207	40,411
島 根	1,107	54,275	55,382
岡 山	3,000	67,058	70,058
広 島	1,750	61,848	63,598
山 口	2,790	60,781	63,571
徳 島	341	18,687	19,028
香 川	1,980	37,352	39,332
愛 媛	730	23,449	24,179
高 知	5	11,496	11,501
福 岡	4,929	94,851	99,780
佐 賀	8,832	84,073	92,905
長 崎	1,000	15,697	16,697
熊 本	7,105	80,187	87,292
大 分	2,890	31,612	34,502
宮 崎	2,901	25,423	28,324
鹿児島	35	27,230	27,264
沖 縄	0	2,136	2,136

としては政府に売るよりも高い手取り価格が実現できるというメリットをもっており、各種の助成措置の下、関係者の意欲的な取組みもあって年々増加した。平成7年11月から施行された主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、自主流通米が米流通の主体として制度上位置付けられ、政府米は備蓄の運営とミニマム・アクセスの運用のための機能に限定された。

また、自主流通米の価格の形成に当たっては、需給実勢や品質評価を的確に反映するとともに、より一層透明性の確保された価格が形成されるよう、自主流通

米の価格形成施設（その運営主体として自主流通米価格形成センターを指定）が制度上位置づけられた。

自主流通米助成については「新たな米政策大綱」に基づき、10年産米より、自主流通米計画流通対策費、自主流通米計画販売対策費及び自主流通米備蓄・調整保管関連対策費が廃止され、稲作経営安定対策及び稲作経営安定資金運営円滑化対策が実施されることとなった。

(2) 自主流通米の流通実績

ア 13年産米については、14年3月策定の米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、自主流通米の出荷数量を435万tと計画したところであるが、実績については、438万t（酒造用等22万t、もち米11万t、加工用米21万t）となった。

また、販売数量については、406万t（うち酒造用22万t、もち米13万t、加工用米21万t）となったところである。

この結果、14米穀年度末には46万t（うち、もち米5万t）を翌年に持ち越した。

イ 14年産米については、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、自主流通米の出荷数量を462万tと計画したところである。

ウ 自主流通米の価格については、透明性・公平性が確保され、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価が的確に反映された価格を形成する必要があることから、自主流通米価格形成センターにおいて入札取引が実施されている。

自主流通米の入札取引の仕組みは、10年産から値幅制限方式に代わる新たな入札システムの下で行われている。入札の主な仕組みは次のとおりである。

- (ア) 入札回数は年12回以上（毎月1回以上）、各回とも前場・後場の2度の入札機会を設定。
（従って入札機会は延べ24回以上）
- (イ) 落札方式は、売り手が希望価格の申出を行うことができることとし（前年産最終3回の平均指標価格を上回ってはならない）、買い手は1銘柄について2つの値札を入れることができる。
- (ウ) 入札参加者の売り手は、第1種・第2種登録出荷取扱業者。買い手は、卸売業者と一定規模以上の小売業者。
- (エ) 上場数量は、自主流通米集荷数量が8千t以上の産地銘柄については、1/3以上。

14年産米の入札取引の価格動向については、当初13年産米の販売進度の遅れによる過剰感により

前年産を下回って推移していたが、3月以降は地方自治体等におけるJAS法の厳格適用により指標価格は上昇傾向にある。特に新潟県産米穀等の需要が集中する銘柄とその他の銘柄との差が拡大している。

なお、15年4月までの年産価格は、16,044円/60kgとなり昨年同時期の16,304円/60kgを下回っている。

(3) 自主流通助成措置

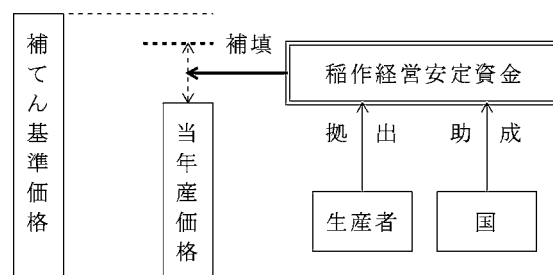
14年産米に対する助成の概要は、次のとおりである。

ア 稲作経営安定資金助成金

米価の下落による稲作経営への影響を緩和するため、生産者と政府により造成した資金を用いて、米価が補てん基準価格を下回った場合に、その一定割合を補てんする資金への一部助成を行うこととし、14年度において86,470百万円の予算措置を講じた。

補てん基準価格について、14年産以降はモラルハザード等の問題を回避した農家経営の安定に資するものに見直し、過去7カ年の自主流通米価格のうち最高と最低の価格を除いた5カ年の平均価格とした。

また、14年産について、13年産と同様の追加の資金造成措置を講ずることとし、資金状況の悪化している銘柄については、引き続き、作付転換、更に必要な場合には補てん率の調整等により、資金状況の改善を図ることとした。



○稲作経営安定対策の実施状況
[単価、加入の状況(14年産)]

補てん基準価格	17,828円
補てん単価	1,490円
特別支払単価	170円
加入生産者数	115万人
加入数量	372万 t

[資金収支(13年産)]

当初資金	280億円
資金造成額	1,115億円
補てん金交付額	987億円
資金残高	408億円

○稲作経営安定対策の仕組み

イ 稲作経営安定資金運営円滑化対策費

とも補償及び稲作経営安定対策の円滑かつ効率的な推進に要する経費について自主流通法人に助成を行うこととし、15年度において933百万円の予算措置を講じた。

ウ 米流通システム改革促進対策費補助金

産地出荷団体の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米に係る計画的かつ安定的販売を促進するとともに、調整保管による需要動向への迅速な対応等に対し、補てん金を交付することとし、15年度(14年産米対策)において12,958百万円の予算措置を講じた。

5 加 工 用 米

(1) 制 度 の 導 入

他用途利用米制度は、生産調整の一環として昭和59年度に導入され、加工原材料用米穀の供給の主体をなしてきたところであるが、その価格、流通のあり方について、

- ① 生産者サイドにおいては、その価格水準が低いことに不満があると同時に特にミニマム・アクセス受け入れに伴いその忌避感が強くなっていること
- ② 需要者サイドにおいても他用途利用米の安定的供給が確保されないという不満があること等の意見が出されることとなった。

このため、8年産米以降については他用途利用米制度を廃止し、生産者団体が関係需要者団体と協議の上、国内産としての需要が見込まれ、かつ一定水準の販売価格が期待できる酒造用等につい

て、契約栽培的な手法により生産・供給する加工用米制度が発足した。

(2) 制度の位置づけ

- ① 8・9年産米については、他用途利用米のように転作カウントとせず、加工用米の生産予定数量に相当する面積をあらかじめ生産調整対象水田面積から控除し、その流通については、自主流通米の一部として供給することとなった。
- ② 10・11年産米については「緊急生産調整推進対策」において、加工用米の生産を生産調整の実績参入の対象とすることとなった。
- ③ 12・13・14・15年産米についても「水田農業経営確立対策」において、引き続き生産調整の実績算入の対象とすることとなった。

(3) 生産予定数量

15年産については、生産者団体及び需要者団体双方の協議により24万 t(うるち22万5千 t。もち1万5千 t)とすることで合意された。

6 米穀出荷取扱業者制度

食糧法において、米穀の出荷取扱業者は、計画流通制度下の自主流通米・政府米について、生産者からの売渡し又は売渡しの委託を受ける、自主流通法人への集積を行う、政府への売渡しの代行を行う等の業務を通じて、米穀の需給の安定を図るという重要な役割を担うものである。

また、計画流通制度の下で競争原理の導入による意欲と能力のある者の参入により、流通の活性化及び生産者の選択の幅の拡大を図るため、本出荷取扱業については、「登録制」(都道府県単位)を採っており、次に掲げる要件を充足する者であれば誰でも参入できることとしている。

なお、現在の流通実態からみて、計画流通制度の実効性を確保するために適切であるとの判断から、本出荷取扱業については、生産者から計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う「第1種出荷取扱業」と、第1種登録出荷取扱業者から計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受け、一定のロットへの取りまとめを行う「第2種出荷取扱業」に区分している。

(1) 出荷取扱業の登録要件

遵法要件、資力信用要件のほか、次の要件を充たしていることが必要である。

ア 第1種出荷取扱業

- (ア) 米穀を保管する倉庫を権原に基づいて利用で

きる者であること。

(イ) 出荷契約を締結している申請に係る都道府県の区域内の米穀の生産者の数が10人以上であること。

(ウ) 売渡し又は売渡しの委託を受ける当該年産の計画出荷米の数量が20 t 以上であること。

(エ) 申請に係る都道府県の区域内の第2種登録出荷取扱業者もしくは第2種出荷取扱業の登録を受けようとする者又は自主流通法人もしくは自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

イ 第2種出荷取扱業

申請に係る都道府県の区域内の第1種登録出荷取扱業者又は第1種出荷取扱業の登録を受けようとする者及び自主流通法人又は自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結していること

(2) 出荷取扱業の有効期間等

ア 有効期間

出荷取扱業の有効期間は、第1種出荷取扱業、第2種出荷取扱業とも3年とされている。

イ 登録期日

登録の期日は、当該登録の有効期間の満了前に出荷取扱業を廃止しようとする者から当該出荷取扱業を譲り受けて引き続き当該出荷取扱業を行おうとする者に係る登録を除き、6月30日（沖縄県の区域に係る登録にあつては5月31日）としている。

(3) 出荷取扱業の登録状況

出荷取扱業の登録は、平成8年6月30日を初回として実施し、以降、毎年6月30日に新規の登録申請者に係る登録を実施しており、その状況は表2のとおりと

表2 出荷取扱業の登録状況

	第2種出荷取扱業 (うち更新) (うち新規)	第2種出荷取扱業 (うち更新) (うち新規)
8.6.30 現在	3,296	86
登録者数	(—) (—)	(—) (—)
9.6.30 現在	3,127	88
登録者数	(—) (12)	(—) (2)
10.6.30 現在	2,912	88
登録者数	(—) (9)	(—) (0)

11.6.30 現在	2,641	87
登録者数	(2,584) (38)	(84) (1)
12.6.30 現在	2,520	86
登録者数	(9) (15)	(2) (—)
13.6.30 現在	2,315	86
登録者数	(7) (19)	(—) (—)
14.6.30 現在	2,168	85
登録者数	(2,074) (19)	(83) (0)

(注) 第1種登録出荷取扱業者について純増していないのは、J A の合併、業の廃止等の理由による。

なっている。

7 米穀販売業者制度

食糧法においては、米穀の販売業者が消費者に対しその需要に的確に対応し、米穀を安定的かつ円滑に供給するためには、適正な販売活動を確保することが極めて重要であることから、米穀の流通を担う者としての位置付けを法律上明確にされている。

また、計画流通制度の下で意欲と能力のある者の参入により、流通段階の活性化と消費者の選択の幅の拡大を図るため、計画流通米の販売業について、次に掲げる登録要件を充足し、意欲と能力のある者であれば誰でもが参入できる登録制としたところである。

(1) 販売業の登録要件

卸売業、小売業とも遵法要件、資力信用要件のほか次の要件を充たしていることが必要である。

ア 卸売業は、

(ア) 袋詰精米を製造するためのとう精施設を権原に基づき利用できること。

(イ) 計画流通米の年間販売見込数量が、4,000精米 t (ただし、登録卸売業者が他の都道府県で登録を受けようとする場合は、400精米 t) 以上であると認められること。

イ 小売業は、米穀の販売のための売場その他の常設の事業所を権原に基づき利用できること。

(2) 販売業に対する流通規制の緩和

米穀の流通経路の多様化・弾力化が図られ、新規参入の促進を通じて競争原理の導入、商活動の活性化が図られるよう、平成12年度に、従来、年2回であった登録の申請機会を、申請は随時受け付け、登録は毎月行うように食糧法施行規則の改正が行われた。

(3) 販売業の登録状況

食糧法に基づく販売業の登録状況は表3のとおりとなっている。

表3 販売業の登録状況

	卸売業		小売業者 の販売所
	数量要件 4,000 精米 t 以上	数量要件 400 精米 t 以上	
登録申請前	275	—	93,160
8. 6.15	339	延べ 766	175,973
9. 6.30	346	延べ 926	183,770
10. 6.30	359	延べ 1,095	188,387
10.12.28	370	延べ 1,171	190,078
11. 6.30	383	延べ 1,250	154,134
11.12.28	388	延べ 1,262	157,285
12. 6.30	391	延べ 1,232	158,420
12.12.28	389	延べ 1,227	160,944
13. 6.30	391	延べ 1,149	162,104
13.12.28	391	延べ 1,141	164,338
14. 6.30	377	延べ 1,032	139,410

(注) 登録申請前の業者数は、平成7年6月1日現在である。

(4) 精 米 表 示

平成11年7月22日、食品の多様化、消費者の食品の品質及び安全性や健康に対する関心の高まり等に対応して、食品の表示制度を充実強化する観点から、一般消費者向けの全ての飲食物品に表示を義務付ける改正JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正する法律（平成11年法律108号））が成立した。

これを受けて、平成12年3月31日には品目別の具体的な表示事項、表示方法等を定める品質表示基準が設けられ、米についても『玄米及び精米品質表示基準』（農林水産省告示第515号）が平成13年4月1日以降に店頭で販売されるものから適用された。

その表示方法は以下のとおりである。

ア 表示方法

生産者が消費者に直接販売する場合も含め、米

穀を販売するすべての業者に対し、消費者向け袋詰め玄米及び精米に「玄米及び精米品質表示基準」に基づく表示が義務付けられた。

イ 表示項目

「名称」（玄米、もち精米、精米（又はうるち精米）、胚芽精米の別）、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」、「販売業者名又は精米工場名」を一括して表示。

ウ 原料玄米の表示の原則

(ア) 原料玄米の表示は、産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法による証明、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。）を受けた原料玄米のみに産地、品種及び産年の表示ができる。

(イ) 産地、品種及び産年が単一であつて、かつ、証明された原料玄米にあつては、産地、品種、産年及び使用割合を表示する。

(ウ) ブレンド米（複数の産地・品種・産年の米穀を原料としたもの、又は証明を受けていないもの（いわゆる未検査米）を含む原料玄米にあつては、

a 「複数原料米」「ブレンド米」「一部未証明米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載する。

b 原産国名とそれぞれの使用割合を多い順に記載する。

c 証明米が含まれている場合は、括弧書きで産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部を、国内産と原産国ごとにそれぞれ対応する使用割合を併せて記載することができる。

(エ) 原料玄米に産地、品種及び産年の全部又は一部について証明されていない場合は、「複数原料米」等と記載したうえで、原産国を記載し、任意で「未検査米△△%」と記載することができる。

エ メリット表示

一括表示項目の欄外で、消費者にアピールすることを目的として、一括表示の内容以外の精米に関する情報を記載する場合の表示（メリット表示）については、一括表示の内容と関連する事項については当該内容と矛盾しない表示を付するものとし、一括表示の内容と直接関係のない事項については虚偽または誇大と認められる表示は不可。

<表示例>

◎ 単品の場合

名 称	精 米			
原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	〇年産	□ヒカリ	▲年産	100%
内容量	5 k g			
精米年月日	12.10.1			
販売者	〇〇米穀卸株式会社 □□県〇〇市△△町▽▽ X-X TEL 〇〇〇(△△△)▽▽▽			

◎ ブレンド米の場合（原料玄米欄を抜粋したもの。
他の表示項目は単品の場合と同じ、）
[ケース1]

	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国 内 産			80%
	アメリカ産			20%

[ケース2]

	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国 内 産			80%
	□〇県産	△年産		50%
		▲年産		10%
	アメリカ産			20%
	カリフォルニア州	△年産		10%
		未検査米		10%

また、平成14年7月にJAS法の一部改正が施行され、次のとおり公表の迅速化、罰則の強化がされた。

オ 公表の迅速化

従来は、JAS法に違反する表示を行った者に対しては、農林水産大臣または都道府県知事の指示に従わない場合に企業名等を公表することになっていたが、悪質な表示違反の場合は、指示と同時に公表することが可能となった。（それ以外の場合でも公表されることがある。）

カ 罰則の強化

指示を遵守すべき旨の命令に違反した場合の罰則を、次のとおり大幅に強化した。

改正前 改正後

- (ア) 個人 50万円以下 → 100万円以下の罰金
の罰金 又は1年以下の懲役
- (イ) 法人 50万円以下 → 1億円以下の罰金
の罰金

一方、玄米及び精米の品質表示基準においても、平成14年5月に改正され、同年9月から販売されるブレンド米の全ての表示において、次について禁止された。

キ 原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該、原料玄米の産地、品種又は産年を表すこと（ただし、その「使用割合」を産地・品種等の文字と同等以上の大きさで表示すれば可）

ク ブレンドである旨の文字の大きさを、産地、品種等を表す文字より小さくする事

8 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

平成14年度における米の消費拡大については、食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や「食生活指針」で求められた健全な食生活の実現を図る上で極めて重要な課題となっていることから、「食生活指針」の普及と連携しつつ専門家の裏付けを得た「ごはん食の健康性」を最重要テーマとし、テレビ等の積極的な活用により、国民運動的な展開を図ることとし次の取組を中心に事業を実施した。

- a 医師等専門家と連携した「ごはん食の健康性」の裏付けとなる研究と「お米・健康サミット」等を通じた研究成果の普及
- b 専門家の裏付けを得た「ごはん食を中心とする日本食の健康性」、「日本の食文化」等について、テレビ番組により消費者に対して情報発信
- c ごはんに関する各界の団体等が連携し、「ごはんSAIJIKI」の提案、「お米・ごはんの日」の活用等を通じたごはん食推進のためのネットワーク的取組の実施

(2) 米の消費拡大のための施策

- ア 中央における米穀消費拡大宣伝事業の実施
- 中央においては、医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康性の普及啓発活動及びテレビの積極的な活用等による国民運動的な普及啓発を実施することとし、次の事業を実施した。
- a 医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康性をテーマとしたお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動
- b 和食を題材にしたトークバラエティ番組「隠れ

家ごはん！～メニューのない料理店～」の放送を通じた普及啓発

c ごはん食関連食材の団体及び消費者団体等と連携したごはん食の啓発活動

d ポスター等によるPR及び各種資材の作成、提供

イ 地域米消費拡大対策の実施

都道府県、市町村段階の地域に密着した多角的な米消費拡大運動を引き続き実施するとともに、生産者団体が主体的に実施する消費拡大への取組と連携した各種事業（お米ギャラリーの情報提供機能の充実、シンポジウムや稲作体験活動等のお米・ごはん食推進事業）を実施した。

9 学 校 給 食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

13年5月現在における学校給食の実施状況は表4のとおりである。

表4 学校給食実施状況

区 分	学校数(校)	児童・生徒数(千人)
完全給食	32,244	10,017
補食給食	454	62
ミルク給食	1,749	598
計	34,447	10,677
未実施	2,488	806
総 計	36,935	11,483

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、食習慣や人格形成の重要な時期に当たり、児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしている。

14年度においては、学校給食用パン製造業者等及び学校設置者が行う炊飯設備等整備の経費の一部補助、各地方自治体が取り組む、地域の創意工夫による米を中心とした「地産地消」及び「伝統食・行事食」の導入等に向けた取組に対する支援、米飯給食用食器等の

購入・配付支援を行うとともに、備蓄制度の理解促進のため学校給食用備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進している。

この結果、米飯学校給食の実施状況は、13年5月現在では、

①米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の99.2%（昭和51年5月36.2%）

②対象児童・生徒数の比率は、99.5%（51年5月30.9%）

③週平均実施回数 2.8回（51年5月0.6回）

④週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の79.2%（51年5月7.0%）

となり、着実に普及している。

10 米 備 蓄 の 運 営

① 備蓄水準の適正化

過大な政府国産米在庫は、自主流通米の価格低下圧力となることや多大な財政負担を伴うことから、備蓄運営ルールにより、備蓄水準の適正化を推進している。（備蓄水準が適正水準を上回っている場合には、政府米買入数量が政府米販売数量を下回るよう設定する）。

なお、平成13年12月の備蓄運営研究会報告に基づいて、適正な備蓄水準については、6月末で100万t程度とし、政府備蓄米の年間販売数量については過去の販売実績による現実的数量である50万t程度、財政負担を軽減する等の観点から回転備蓄方式により運営する等、備蓄運営の健全化を図ることとしている。

② 15年産政府買入価格については、現行の算定方式に基づき適正に決定するとともに、政府売渡価格についても、備蓄運営を的確に行えることを旨として適正に決定した。

第4節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 新たな麦政策

(1) 基本的考え方

ア 麦は、米に次ぐ主要食糧穀物であり、生産性の高い水田営農や合理的な輪作体系の下での畑作営農の確立を図る上で不可欠な作物である。

イ しかしながら、生産・流通・加工の各面で多くの問題が生じていることから、「民間流通への移行を契機とし、生産者が創意工夫・努力すれば報われ、実需者もこれを希望して需（もと）める、

その結果、我が国の麦作が定着し、麦自給率の向上を一歩進めていく」ことを基本的考え方とする「新たな麦政策大綱」を平成10年5月29日に策定した。

ウ 「新たな麦政策」への転換のスピードは、同大綱に示された転換プログラムを踏まえ、十分実態に即したものとするよう留意する。

(2) 「新たな麦政策大綱」の推進状況

「新たな麦政策大綱」の趣旨に即し、麦作農家及び麦関連産業の将来展望を切り拓いていくため、次のとおり各般の施策を総合的に推進している。

ア 国内産麦

(ア) 民間流通の仕組みの構築

平成10年6月に、民間流通の仕組みを構築するため、生産者、実需者、行政を構成員とする「民間流通検討会」を設置し、累次の検討を重ねた結果、同年12月9日に「民間流通検討会報告書」を取りまとめ。

同報告書の趣旨に即し、11年1月に設置された生産者団体及び実需者団体の共催による「民間流通連絡協議会」において協議が進められた結果、同年6月22日に「初年度（平成12年産麦）における民間流通の仕組み」を取りまとめ。

(イ) 麦の民間流通への移行に必要な「麦作経営安定資金」の導入

11年6月に、12年産の水準を当年産麦価（11年産政府買入価格）と「入札の基準となる価格（10年12月に決定された政府売渡価格）」の格差相当額にすること等を決定。13年産からルール通り決定。

(ウ) 民間流通への取組状況

「麦作経営安定資金」を含む民間流通の仕組みの構築により、民間流通への移行は合意の整った地域において12年産から実施。

関係者の努力により、15年産においては、39道府県が取り組み、その比率は、99.6%（販売予定数量ベース）と国産麦のほとんどが民間流通となっている。

・平成15年産麦について民間流通に取り組む39道府県
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島

(エ) 「災害収入共済方式」の導入

減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補てんする「災害収入共済方式」を導入すること等を内容とする農業災害補償法の改正法（平成11年法律第69号）が第145回国会で可決・成立。13年産麦から適用。

(オ) 麦類の高能力品種の育成及び能力発揮型栽培技術体系の確立

11年度から、早生化・高品質化等を目標とした「麦新品種緊急開発プロジェクト」を推進し、これまでに16品種を育成。

15年度についても、消費者等の評価を得つつ、引き続き①穂発芽、赤かび病などの障害耐性や色相等の課題を改善した高能力品種や多様なニーズに対応したパン、中華麺等の特定用途向け品種の育成、②新品種の能力を最大限発揮させる栽培・加工技術を確立するための研究を強化して実施する予定。

(カ) 水田農業経営確立対策

品質・生産性の向上を図りながら、水田における麦・大豆・飼料用作物等の本格的生産を推進するための助成を措置。

(キ) 農業生産総合対策事業

民間流通に対応した産地の育成を図るため、産地協議会の設置、振興目標を明確化するとともに栽培技術マニュアルの策定、品質管理システムの構築、大規模乾燥調製施設の整備並びに農地流動化部局との連携の下に担い手の育成・規模拡大等を計画的・集中的に推進。

(ク) 農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業（非公共）

水田の汎用化を目的とした基盤整備事業を契機として、麦・大豆等の産地形成に資する活動を行う土地改良区等に促進費を交付。

(ケ) ほ場整備事業（公共）

うち担い手育成型

土地利用型農業の活性化に資する大区画ほ場の整備及び水田の汎用化を推進するとともに、担い手への農地利用集積を着実に推進。

(コ) 土地改良総合整備事業（公共）

うち水田農業振興緊急整備型

麦・大豆等の土地利用型作物の生産振興に資する水田の汎用化等を緊急に実施するため、排水対策を充実・強化し、土づくり対策を生産基盤整備と一体的に推進。

(サ) 畑地帯総合整備事業（公共）

うち担い手支援型

良質麦生産地域における土層改良対策等により畑地帯における担い手農家の経営の安定・合理化を着実に推進。

イ 外国産麦

外国産麦については、今後とも国家貿易により政府が計画的に輸入。

その際、国内産麦との調整、その安定的な輸入の確保、消費者の家計や実需者の経営安定という国家貿易の趣旨に踏まえ、更に効率的に運営。

ウ 麦加工産業

(ア) 経営判断指標の策定

製粉企業における今後の経営判断の指標として「小麦粉製造業中小企業近代化計画」に基づき、製造・販売コストの目標（ガイドライン）を11年3月に提示。

(イ) 製粉用小麦の売却方法の改善

過去の買受実績に基づく売却運用を廃止し、11年度から実需者の希望に基づいて売却する方法に改善。

エ 飼料用麦等

飼料用麦の輸入における売買同時契約方式（SBS）の導入

飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から売買同時契約方式（SBS）を導入。

2 麦 類 の 需 給

(1) 麦 類 需 給 計 画

14年度の食糧用麦類の需給計画は、12年産からの国内産麦の民間流通への移行を踏まえつつ、次のような考え方で策定した。

ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、2千tと見込み、大・はだか麦については大麦2千t、はだか麦1千t計5千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について行うという基本的な考え方のもとに512万tを見込んだ。外国産大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により24万tを見込んだ。

イ 需要量

(イ) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して490万1千t、しょう油等の固

有用用途についても、最近の需要動向等を考慮して12万2千t、合計502万3千tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して18万3千t、麦茶用等の固有用用途についても、最近の需要動向等を考慮して6万t合計24万3千tを計上した。

(ウ) 期末持越量

国内産麦については、14年度の供給見込量から当年度の売却見込量を差し引き小麦は1千t、大・はだか麦は1千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は135万2千t、大・はだか麦は6万8千tを見込んだ。

(2) 麦 類 需 給 実 績

14年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦0千t、大・はだか麦1千t（大麦1千t、はだか麦0千t）となり、当初計画に比べ、小麦は2千tの減少、大麦は1千t減少、はだか麦は1千t減少、大・はだか麦計では2千トン減少となった。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦439万9千t、大・はだか麦23万9千tとなり、当初計画に比べ、小麦は72万1千t減少し、大・はだか麦は1千t減少した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は470万4千t、固有用用途は11万6千tとなり、当初計画に比べ、主食用は19万7千t、固有用用途は6千tそれぞれ減少し、合計で482万tとなった。

(イ) 大・はだか麦

主食用18万8千t、固有用用途（麦茶用等）6万2千tとなり、当初計画に比べ、主食用は5千t増加、固有用用途は2千t増加となり、合計で25万tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦0千t、大・はだか麦0千tとなり、当初計画に比べ、小麦は1千t減少、大・はだか麦も1千t減少となった。外国産麦については、小麦は91万2千t、大・はだか麦5万9千tとなり、当初計画に比べ小麦は44万t減少、大・はだか麦は9千tの減少となった。

3 14年産麦の集荷

(1) 政府買入れのための諸措置

ア 14年産麦の政府買入れについては、平成13年10月17日に買入条件を制定したが、その後、小麦に含有するデオキシニバレノールの暫定的な基準が設定されたことを受け、平成14年10月28日に本条件を一部改正した。

イ 14年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、平成13年10月17日、農林水産省告示第1390号をもって告示された。

小 麦	(銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき)	8,693円
大 麦	(銘柄Ⅱ・1等正味50kgにつき)	6,240円
はだか麦	(銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき)	8,991円

ウ 14年産の政府買入数量は次のとおりである。

	13年産	14年産	前年比
小 麦	1,379	429	31.1
大 麦	1,653	895	54.1
はだか麦	310	248	80.0
合 計	3,341	1,571	47.0

4 民間流通促進対策

(1) 14 年 産 麦

14年産麦については、13年4月23日に開催された「第8回民間流通連絡協議会」（生産者団体及び実需者代表等で構成）において、民間流通の仕組みが決定された。

ア 民間流通麦

(ア) 小麦

a 民間流通については、播種前に締結する通常契約（入札・相対契約（作柄変動が大きい作物特性にかんがみ契約数量に「一定の幅」設定。))を基本とし、豊作等により必要が生じた場合には出来秋に追加契約を締結するものとしている。

14年産麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量72万5千t（民間流通麦72万4千t、政府麦0.3千t）、購入希望数量64万8千t及び民間取引に必要な情報の交換等については、13年7月23日に開催された「第9回民間流通連絡協議会」において協議、決定された。

この販売予定数量を基に、13年8月7日（第1回）と8月23日（第2回）に(社)全国米麦改良協会を実施主体として、14年産民間流通麦の入札が実施された。しかしながら、生産者と実需

者との間で相対契約については、民間流通への移行と同時期に措置された「水田を中心とした土地利用型農業活性化大綱」（11年10月）の推進等により、転作麦を中心に生産量が増加し、品質等の問題から需給のミスマッチ（実需者の購入希望数量を生産者の販売予定数量が上回る）が生じ、具体的には、12年産以降、販売予定数量が増加したことから、播種前契約の原則（10月まで）にかなわず契約に相当程度時間を要する状況となった。

b 14年産小麦の民間流通麦の出荷数量は77万9千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る20千tについては追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。（表5-1）

(イ) 大・はだか麦

a 14年産大・はだか麦の販売予定数量12万7千t（民間流通麦12万6千t、政府麦2千t）、購入希望数量11万2千tについては、小麦と同じく、13年7月23日に開催された「第9回民間流通連絡協議会」において協議、決定され、入札が実施されたが、小麦同様相対契約において、相当程度時間を要する状況となった。

b 14年産大・はだか麦の民間流通麦の出荷数量は10万9千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る1万9千tについては追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。（表5-1）

表5-1 14年産小麦及び大・はだか麦（民間流通麦）の契約締結状況

（単位：千t）

麦 種	販売予定数量	出荷数量	契約締結状況	
			通常契約	追加契約
小 麦	725	779	759	19
小粒大麦	46	47	39	8
大粒大麦	60	45	36	9
はだか麦	21	18	16	2
4 麦計	852	888	850	38

イ 政府麦

(ア) 民間流通へ移行されなかった地域の14年産麦については、引き続き政府買入れを行うとされており、13年7月23日開催された「第9回民間流通連絡協議会」での政府麦の販売予定数量を基に、15年5月8日に開催した「政府麦に関する検討会」（生産者団体及び実需者代表等で構成）において民間流通への移行促進及び政府麦の結付き等について協議され、小麦0.2千t、小粒大麦0.1千t、大粒大麦1.4千t、はだか麦0.3

千 t の合計 2 千 t が政府麦契約に係る契約数量として産地別銘柄別に当初契約が締結された。

- (イ) 14年産の政府麦契約に係る政府買入数量は、小麦0.2千 t、小粒大麦0.1千 t、大粒大麦0.7千 t、はだか麦0.2千 t の合計1.2千 t であり、麦種ごとに当初契約を加算、圧縮及び実需者団体間で調整を行い全量が締結された。(表5－2)

表5－2 14年産小麦及び大・はだか麦（政府麦）の契約締結状況

(単位：千 t)

麦 種	当初契約	出来秋調整等	締結数量
小 麦	0.2	0.0	0.2
小粒大麦	0.1	0.0	0.1
大粒大麦	1.4	Δ 0.7	0.7
はだか麦	0.3	Δ 0.1	0.2
4 麦計	2.0		1.2

(2) 15年産麦契約の基本事項

15年産麦の民間流通の仕組みについては、14年4月25日に開催された「第10回民間流通連絡協議会」において、14年産の民間流通麦の入札結果等を踏まえ、ほとんどの内容については、前年産と変更なく生産者、実需者の間で合意が図られ、決定された。

また、15年産麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量（民間流通麦、政府麦）、購入希望数量及び民間取引に必要な情報の交換等については、14年7月23日に開催された「第11回民間流通連絡協議会」において次のとおり協議、決定された。

ア 販売予定数量等 (単位：千 t)

	販売予定数量		購入希望数量	
	民間流通麦	政府麦	計	
小 麦	737	1	738	665
小粒大麦	53	0	53	47
大粒大麦	56	2	58	45
はだか麦	19	0	19	15
計	865	3	869	773

イ 情報交換の内容

- ・銘柄に対する評価
- ・良品質麦の生産計画書
- ・主要産地別銘柄に対する評価
- ・麦の需給状況及び国内産麦の品質状況
- ・15年産民間流通麦の入札の仕組み
- ・15年産民間流通麦の義務上場・希望上場銘柄の数量及び基準価格
- ・条件付き契約麦の対象と生産者負担金の基準額(表6) など

表6 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

I 平成15年産小麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等は次のとおりとする。

1 民間流通麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1) 県間流通麦	・ 県間流通する麦	・ 北海道産 1 4 6 円／60kg (2, 433円／ t) ・ 都府県産 消費地までの経費実費 相当額の一部を負担することとし、県別負担額等については別に定めるところによる。	・ 実需者の引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2) 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30 t 未満となっている麦 - 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・ 1, 600円／ t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

〈参考〉 民間流通麦における包装代の取扱いについて

荷姿（包装形態）は、契約の基本事項として織り込まれることとなるため、契約条件に基づく包装形態の麦については、一定の包装代を実需者が負担することとし、契約条件に反する包装形態の麦については、実需者は包装代を負担しないこととする。

なお、契約条件に基づく包装形態の麦に係る実需者の負担額は次のとおりとする。

紙 袋（第一種紙袋）	17円／ 30kg
麻 袋（第一種A麻袋）	65円／ 60kg
樹脂袋（第一種樹脂袋）	30円／ 60kg
樹脂袋（第二種樹脂袋）	16円／ 30kg
樹脂袋（第三種樹脂袋）	16円／ 30kg

2 政府麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1) 県間流通麦	・ 県間流通する麦 但し、(4)の超過麦は除く	・ 北海道産 1 4 6 円／60kg (2, 433円／ t) ・ 都府県産 消費地までの経費実費 相当額の一部を負担する こととし、県別負担額等 については別に定めると ころによる。	・ 実需者の引取経費の一部を 生産者が負担することにより、 当該麦の流通円滑化を図る。
(2) 好まれない 荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量について バラ物の引取を希望する実需 者に対して、袋物を引き渡し た場合の当該袋物の麦	・ 30円/60kg (500円/ t)	・ 実需者が袋物を引取る場合、 バラ物に比較して引取経費が 割増しとなるばかりでなく、 解袋作業、空袋の処分等が必 要となること等を考慮して、 生産者が一定の負担を行うこ とにより、当該麦の流通円滑 化を図る。
(3) 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる 1 倉庫当たりの規模が30 t 未満 となっている麦 但し、県内実需者等で小口 引取が常態化している等のた め、特にそのような取扱いを 実需者が希望しない場合を除 く	・ 1, 600円／ t	・ 未集約のものについての掛 り増し経費増高分の一部を生 産者が負担することにより、 当該麦の流通円滑化を図る。
(4) 超過麦	・ 当初契約数量の 102. 5%を 越える数量の麦	・ 消費地までの経費実費 相当額とし、負担額等 については、別に定めると ころによる。 但し、北海道産につい ては消費地までの経費実 費相当額として、8, 200 円／ t を負担する。	・ 契約数量を上回る麦の流通 円滑化を図る。

「注」 (1)の県間流通麦の但し書き及び(4)の超過麦の規程については適用しない。

Ⅱ 平成15年産の大・はだか麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等は次のとおりとする。

1 民間流通麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1) 遠隔産地麦	・北海道産の麦 ・関東産の麦で域外（九州、四国）の実需者が引き取る麦 ・東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・北海道産 59円/50kg (1,180円／t) ・関東産 47円/50kg (940円／t) ・東北・北陸産 32円/50kg (640円／t)	・遠隔産地麦については実需者の引取経費が割高となっている実態にかんがみこの引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2) 未集約麦	・実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 - 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・1,600円／t	・未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

〈参考〉 民間流通麦における包装代の取扱いについて

荷姿（包装形態）は、契約の基本事項として織り込まれることとなるため、契約条件に基づく包装形態の麦については、一定の包装代を実需者が負担することとし、契約条件に反する包装形態の麦については、実需者は包装代を負担しないこととする。

なお、契約条件に基づく包装形態の麦に係る実需者の負担額は次のとおりとする。

紙 袋（第一種紙袋）	17円／25kg
麻 袋（第一種A麻袋）	65円／50kg
樹脂袋（第一種樹脂袋）	30円／50kg
樹脂袋（第二種樹脂袋）	16円／25kg
樹脂袋（第三種樹脂袋）	16円／25kg

2 政府麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1) 遠隔産地麦	・北海道産の麦 ・関東産の麦で域外（九州、四国）の実需者が引き取る麦 ・東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・北海道産 59円/50kg (1,180円／t) ・関東産 47円/50kg (940円／t) ・東北・北陸産 32円/50kg (640円／t)	・遠隔産地麦については実需者の引取経費が割高となっている実態にかんがみこの引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2) 好まれない荷姿の麦	・内麦引取量の全量についてバラ物の引取を希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	・25円/50kg (500円／t) ・30円/60kg (500円／t)	・実需者が袋物を引取る場合、バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(3) 未集約麦	・実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 - 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・1,600円／t	・未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

ウ なお、契約生産奨励金については、14年10月18日に開催された「契約生産奨励金基準額決定委員会」において、15年産麦に係る契約生産奨励金の交付要件及び基準額の見直し等が決定された。(表7)

表7 15年産麦契約生産奨励金基準額の交付要件及び基準額

1 品質改善奨励額

(1) 交付要件

品位ランクごとの銘柄であって農産物検査の結果1等となった民間流通麦に交付するものとする。

ただし、タクネコムギ（北海道）、ハルユタカ（北海道）、イチバンボシ（香川、愛媛、大分）及びヒノデハダカ（愛媛）の民間流通麦については、2等麦を含む。

(2) 基準額

品位ランク	小 麦 (60kg)	大 麦 (50kg)	はだか麦 (60kg)
A	600円	500円	600円
B	450円	370円	450円
C	150円	120円	150円
D	0円	0円	0円

2 生産・流通改善奨励額

(1) 交付要件

民間流通麦に対して交付する。

(2) 基準額

300円／t

3 流通合理化奨励額

(1) 交付要件

民間流通麦のうち、バラ流通（純バラ・フレコン（ハードコンテナ含む）等）する麦

(2) 基準額

民間流通麦として流通する数量に100円／60kgを乗じた額から、生産・流通改善奨励額の交付額を除いた財源を上限として、純バラとフレコンの取扱数量に基づき交付する。

(3) 民間流通に係る入札結果

ア 15年産の民間流通麦の入札は、(社)全国米麦改良協会を実施主体として、14年8月6日に第1回、8月22日に第2回が実施された。

イ 入札結果は、各銘柄ごとの評価や需給事情等を反映して、前回価格を上回るものと下回るものに分かれる状況となってきた。 (表8)

表8 平成15年産の民間流通麦に係る入札結果の概要

・上場銘柄数・数量

	小 麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場銘柄数	33 (11)	13 (0)	10 (3)	6 (2)
上場数量(トン)	207,070	13,940	11,600	4,390
落札数量(トン)	191,330	11,530	10,380	3,670
落 札 率(%)	92.4	82.7	89.5	83.6

「注」() 書きは希望上場銘柄で内数である。

・指標価格の動向

麦 種	基 準 価 格 対 比			計
	上回った銘柄数	同価格銘柄数	下回った銘柄数	
小 麦	10	0	25	35
小粒大麦	4	0	9	13
大粒大麦	2	0	7	9
はだか麦	0	0	6	6

「注1」 小麦の銘柄数は、北海道チホクコムギの地域区分毎にそれぞれ1銘柄としてカウントしている。

「注2」 大粒大麦の銘柄数については、申込がされなかった銘柄が1銘柄ある。

(4) 民間流通麦の相対取引の実施

ア 15年産の民間流通麦の入札結果を踏まえ、価格については、入札の指標価格を基本とし、数量は15年産の販売予定数量から入札における落札数量を差し引いた数量を相対数量として14年10月始めに売り手から買い手に提示された。

イ 相対数量の提示を受け、売り手、買い手で協議が進められたが、この時点における民間流通麦の流通等の状況は14年産麦の引き取りが実際に進められている中で、15年産麦については、12年産麦以降、転作麦を中心とした生産量の急増により、麦種、銘柄によっては、需給のミスマッチが拡大

し、実需者に過剰感が生じてきていたことから、通常契約（相対契約）が難航し、一部産地銘柄について、通常契約（相対契約）の締結が、播種前契約できない状況となった。

(5) 政府 麦 契 約

民間流通へ移行されなかった地域の15年産麦については、引き続き政府買入れを行うこととされており、14年7月23日に開催された「第9回民間流通連絡協議会」での政府麦の販売予定数量を基に、政府麦契約に係る契約数量として産地別銘柄別に当初契約が締結されることとなる。

5 販 売

(1) 製粉用玄麦（小麦）の販売実績

14年度における製粉用玄麦の販売実績は、内麦1千t（0.0%）、ソフト系外麦148万4千t（29.2%）、セミハード系外麦78万1千t（15.4%）、ハード系外麦255万4千t（50.3%）で、対前年比16万4千t（3.5%）の増加となった。

また、販売数量のうち外麦の産地国別の割合は、アメリカ産269万3千t（WW67万3千t、SH78万1千t、HP21万9千t、DNS102万t）で53%、カナダ産116万3千t（CW96万4千t、DMR19万9千t）で23%、オーストラリア産96万3千t（ASW81万1千t、PH15万2千t）で19%となっている。

(2) 固有用途用（小麦）の販売実績

固有用途用については、しょうゆ用等として11万4千t（内麦271t、外麦11万4千t）を販売した。

(3) 大・はだか麦の販売実績

精麦用としては、18万8千t（内麦375t、外麦18万7千t）を販売した。

麦茶・ビール用としては、6万1千t（内麦1千t、外麦6万t）を販売した。

第5節 倉庫の概況と保管運送

1 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成14年4月1日現在の政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の標準収容力（臨時指定倉庫を含む）は、政府倉庫（政府サイロを含む）17万8千t、農業倉庫（カントリーエレベーターを含む）841万3千t、集荷商人倉庫47万7千t、営業倉庫457万4千t、民間サイロ379万3千t、合計1,743万5千tとなり、前年同期に比べて51万4千tの減少となっている。

また、経営主体数は政府倉庫（政府サイロを含む）10、農業倉庫908、集荷商人倉庫963、営業倉庫（民間サイロを含む）710、合計2,591であり、前年同期に比べて159減少している。

このうち、カントリーエレベーターの収容力は、14年4月1日現在で7,002本のサイロビンが指定されており、その収容力は185万7千t（もみ）となっている。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、14年11月末現在で405万3千t（うち、国内米153万9千t）であり、前年同期に比べ11万8千t減少（うち、国内米44万8千tの減少）となっている。

最近3か年の政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表9のとおりである。

（注）ラウンドの関係上、内訳と合計が一致しない場合がある。

表9 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の収容力及び在庫数量
（単位：千t）

年 度	標準収容力	在庫数量
12	18,240	4,783
13	17,949	4,171
14	17,436	4,053

（注）標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

14年4月1日現在における食糧庁指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は735万3千tであり、2万3千t増加している。

最近3か年の低温・準低温倉庫の標準収容力は表10のとおりである。

表10 低温・準低温倉庫の標準収容力

（単位：千t）

年 度	低 温	準低温
12	6,459	804
13	6,576	754
14	6,624	729

（注）標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

14年度政府所有食糧等の保管料支払額は382億円であり、前年度に比べ53億円の減となっている。

表11 14会計年度保管料支払額

（単位：百万円）

種 類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減
国 内 米	11,597	4,942	16,540	△4,791
国 内 麦	0	7	7	△33
外 米	9,794	66	9,860	1,121
外 麦	9,454	—	9,454	200
輸入飼料	2,333	—	2,333	△1,840
計	33,178	5,016	38,194	△5,343
対前年増減	△4,459	△885	△5,343	

3 運 送

運 送 概 況

ア 運送数量

平成14年度における政府米の運送数量については国内産米、外国産米合わせて425千tとなり、前年度（778

千 t) に比べ353千 t の減少となっている。

表12 14会計年度政府米運送実績

(単位：千 t)			
種 類	県間運送	県内運送	計
国内産米	118	90	208
外国産米	112	105	217
合 計	230	195	425
(前年度)	(428)	(350)	(778)
前年対比	△198	△155	△353

イ 運送対策

政府米の販売促進を図るため、平成14年度についても次の運送対策を講じた。

- (ア) 卸売業者等からのニーズを踏まえて、運送指令(指示)を随時発出。
- (イ) 卸売業者等が希望する売却日に米穀が到着できる運送方法の選択及びコスト削減の有効な手段となる車側渡売却の活用。
- (ウ) 運送中の品質保持に十分留意した夏場運送の実施。

第6節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

平成7年度からWTO協定に基づくミニマム・アクセス輸入が行われているが、13年度における食糧管理特別会計による外国産米穀の輸入量(決算ベース)は、うち米 569千実 t、もち米16千実 tであった。

(2) 麦 類

14年度における食糧管理特別会計による小麦の輸入量(決算ベース)は、457万4千 tで、うち食糧用439万9千 t、飼料用17万5千 tである。大麦の輸入量は144万3千 tで、うち食糧用23万9千 t、飼料用120万4千 tであった。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

13年度における輸入の国別内訳(決算ベース)は、アメリカうち米248千実 t、アメリカもち米5千実 t、タイうち米101千実 t、タイもち米10千実 t、オーストラリアうち米96千実 t、中国うち米113千実 t、中国もち米1千実 t、その他うち米11千実 tとなっている。

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際関係

(ア) 2002年の世界のコメの生産量(粳ベース)は前年を下回る5億7,870万 tと見込まれている(FAO資料による。以下同じ)。

これは、ベトナムやバングラデシュ等で増産となるものの、不規則なモンスーンによる水不足のためインドで大幅な減産となることによる。

(イ) 2002年の世界のコメの貿易量(精米ベース)は、インドネシア等の輸入の増大により、前年を上回る2,810万 tと見込まれている。

(ウ) 2002年の世界のコメの期末在庫量(精米ベース)は、生産量が消費量を下回ることから前年期末を下回る、1億4,840万 tと見込まれている。

イ 国際価格

コメの国際価格の動向をタイ BOT(タイ国貿易取引委員会)公表の価格(うち精米100% B)で見ると、2001年8月には170ドル/t台まで下落したが、12月からのタイ政府による市場介入買付け等によりやや上昇し、2002年6月には210ドル/t台後半まで回復したものの、秋以降インドの補助金付輸出の影響で軟調に推移した。

2003年に入ってから200ドル/tで推移している。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

14年度における小麦の輸入量(決算ベース)は、前年度を69万 t下回る457万4千 t(前年度は526万4千 t)となった。このうち、食糧用の輸入量は前年度を43万8千 t下回る439万9千 t、飼料用は、前年度を25万3千 t下回る17万5千 tであった。

これを国別で見ると、アメリカ235万1千 t、カナダ122万6千 t、オーストラリア98万3千 t等となっている。

イ 大麦

14年度における大麦の輸入量(決算ベース)は、前年度を7万1千 t上回る144万3千 t(前年度は137万2千 t)となった。このうち、食糧用は23万9千 tで精麦用及びビール用の原料として輸入された。一方、飼料用大麦の需要量については畜産の動向、他の飼料穀物との価格関係等により変動するが14年度の輸入量は前年を7万 t上回る120万4千 tであった。

これを国別で見ると、オーストラリア97万2千 t、アメリカ30万9千 t、カナダ3万6千 t等となっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給

(IGC (国際穀物理事会) 2003年4月30日見込)
2002 / 2003年度の世界の小麦生産量は、EUロシア等で増加したものの、米国、カナダ、豪州等でエルニーニョ現象による干ばつの影響等を受けて大幅に減少したことから、世界全体では前年度を2.4%下回る5億6,640万t (前年度5億8,020万t、以下の()も同様)と見込まれる。

2002 / 2003年度の世界の小麦消費量は、世界的な飼料用需要の増加等により、前年度を2.2%上回る5億9,940万t (5億8,620万t)と見込まれる。

同年度期末の小麦在庫量は、生産量が消費量を下回ることから、前年度を17.0%下回る1億6,070万t (1億9,370万t)、期末在庫率26.8%と見込まれる。

(イ) 価格動向

小麦の国際価格を、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW、No. 2期近物/ブッシュェル)で見ると、96年4月には、米国産冬小麦の作柄懸念等により一時7.17ドルと史上最高値を更新するなど高騰したが、96年産小麦が主要生産国で軒並み増産となったことから、夏以降次第に軟化し、97年2月には3.53ドルと高騰前の水準まで下落した。

97年及び98年は、両年の生産が豊作となったこと、アジア諸国の経済が混乱したこと等により価格は概ね下落傾向で推移し、特にロシアの通貨危機等の影響を受けた98年9月には77年10月以来の安値2.35ドルを記録した。

その後、米国の対ロシア食糧援助や米国産冬小麦の作柄懸念等で、一時的にはやや値を持ち直したものの、99年6月後半からは、米国での好天により下落し、12月には2.24ドルと最安値を更新した。

2000年は、米国での高温・乾燥天候を受けてやや値を戻したものの、7月以降高水準の生産高と在庫等を背景に急落し、2.5ドル前後で推移した。

9月下旬からは米国での天候悪化や豪州での豪雨等によりやや値を戻した。

2001年には、米国で生育に適した天候が続き4月に天候不順が報告されたものの概ね軟調に推移した。

2002年は、米国、カナダ、豪州等で干ばつの影響等を受けて生産量が大幅に減少し、9月には4ドル台まで上昇したが、その後11月からロシア、ウクライナ、EU等の輸出増加が圧迫要因になったこと等から軟調に推移した。

2003年には米国産小麦の期末在庫量は依然低い水準にあったものの、新興輸出国により需要は埋め合わされ軟調に推移していたが、5月上旬投機筋によ

る買いが集中し、相場は一時7ヶ月ぶりに急騰したが、その後反落した。(2003年4月3ドル台)

イ 大麦

(ア) 国際需給

(米国農務省(USDA) 2003年5月見込)

2002 / 2003年度の世界の大麦生産量は、カナダ、米国、豪州等で干ばつの影響等を受けて減産となったことから、世界全体では前年度を6.6%下回る1億3,269万t (1億4,211万t)と見込まれている。

2002 / 2003年度の世界の大麦消費量は、世界全体では前年度を2.1%下回る1億3,302万t (1億3,581万t)と見込まれる。

同年度期末の大麦在庫量は、生産量が消費量を下回ることから、前年度を1.1%下回る2,839万t (2,872万t)、期末在庫率21.3%と見込まれている。

(イ) 価格動向

大麦の価格について、主要輸出国であるカナダの日本向けFOB価格(No. 1ウェスタン、2002年のみカナダの不作により、米国の飼料用大麦の価格による)で推移をみると、95年4月以降、米国における飼料穀物(トウモロコシ)の生産不安から急進、更に95年10月には期末在庫水準の低下を背景にトウモロコシ等飼料穀物の需給ひっ迫に伴って高騰した。

その後、96年の飼料穀物全体の豊作見通しが明らかになると軟化に転じ、97年3月には、129ドル/tと相場が高騰する前の水準に値を戻した。97年末以降は輸出需要の減退等から軟調に推移しており、99年前半には在庫不足という理由から相場は一時上向いたが、後半以降はカナダにおける天候不順による飼料用小麦の供給増の予想から軟調に推移した。

2002年に入り、シカゴ穀物相場の影響を受け相場はやや上昇傾向にあり、干ばつの影響等を受けて2002年9月には152ドル/tとなったものの、その後、新興輸出国の輸出増加が圧迫要因となり、軟調に推移した。

2003年に入っても軟調に推移し、2003年3月平均価格は116ドル/tとなっている。

4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成14年度においては、KR食糧援助として、アフリカを中心とする16カ国に対し政府米約18万tを利用することとして、平成15年3月25日及び平成15年3月

28日に閣議決定された。本件については、被援助国との交換公文の締結を経て、順次コメの供給が進められることとなっている。

第7節 米価及び麦価

1 食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会

(1) 14年度に開催された食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会は以下のとおりである。

第1回 8月1日 「生産調整に関する研究会の中間とりまとめ」の報告について

第2回 10月4日 麦の政府買入価格について

第3回 12月5日 (1) 平成15年産米穀の政府買入価格及び米穀の標準売渡価格について

(2) 平成15年産米穀の生産及び出荷の指針について

第4回 12月13日 麦の標準売渡価格について

第5回 3月31日 米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画（案）について

(2) 食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会の委員は以下のとおりである（50音順、敬称略）。

[平成13年1月29日任命・平成15年1月29日再任]

生源寺 真 一（東京大学大学院教授）

八 木 宏 典（東京大学大学院教授）

[平成13年1月29日任命・平成15年3月3日再任]

甲 斐 麗 子（主婦連合会副会長）

山 田 俊 男（全国農業協同組合中央会専務理事）

[平成13年2月13日任命]

上 田 京 子（菊池農業協同組合女性部長）

内 館 晟（日本生活協同組合連合会副会長理事）

岡 本 萬里子（四日市市農業委員会委員）

加倉井 弘（経済評論家）

黒 田 節 子（マーケティングコンサルタント）

五月女 昌 巳（栃木県農業者）

竹 内 克 伸（財団法人証券保管振替機構理事長）

立 花 宏（社団法人経済団体連合会常務理事）

田 中 宏 尚（財団法人自主流通米価格形成センター会長）

中 田 和 子（北海道女性団体連絡協議会会）

野 村 隆 司（製粉協会常任理事）

野 村 昭（全国米穀販売事業協同組合理事長）

平 沢 正（東京農工大学教授）

細 野 薫（名古屋市立大学経済学部助教授）

村 上 紀 子（女子栄養大学教授）

2 米 価

(1) 米穀の政府買入価格

ア 14米穀年度の米需給事情、自主流通米価格の動向等
平成13年産米については、101万 ha（かい廃分を控除したベースで97万 ha）の生産調整に取り組み、関係者の精力的な努力により全国で100.6%の実施率となった。

また、緊急需給調整対策の取組も行われ、作況指数103の状況の下、13年産米の生産抑制に成果をあげ、水陸稲収穫量は906万 tとなった。

加えて、「当面の需給安定のための取組みの基本的考え方について」（平成13年11月）において、生産オーバー分を配合飼料用への処理及び持越しが予想される自主流通米在庫については、調整保管を実施する等の方針を明らかにするとともに、「14米穀年度の端境期における需給の安定確保対策」（平成14年7月）の需給改善効果により、スタートから翌年の4月までのすべての入札において、12年産価格を上回り、年間を通じて比較的安定的に推移した。

14米穀年度の計画流通米の販売については、これまでの需給改善の取組の効果を活かし、生産者の手取りの確保、計画流通米の販路確保が最大限図られるよう、生産者団体とともに、自主流通米、政府米それぞれの持ち味を活かして、積極的かつ円滑な販売を行い、双方の持越在庫の計画的な縮減を図っていくこととし、自主流通米の販売については、年間を通じて堅調に推移した。一方、政府米については、出来秋に安価な計画外流通米等が出回り、販売が低調に推移したものの、ほぼ計画どおりの販売実績となった。

その結果、14年10月末の持越在庫は201万 t（自主流通米46万 t、政府米155万 t）となった。

このような最近の需給・価格動向にかんがみ、「平成15年産米の需給安定に向けた取組について」（14年12月）において、米消費の構造的変化に伴う最近の米需要の大幅な減少等、現下の状況を踏まえつつ、今後の米政策の見直しに係る諸施策の円滑な推進を図るため、早期に米需給の安定を図ることが喫緊の課題となっていることから、平成15年度の生産調整規模は、需要量に見合った生産を推進する観点から、106万 ha 規模（かい廃を控除した実質生産調整規模は102万 ha）に設定することとした。

イ 食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会

15年産米価を審議する食料・農業・農村政策審議

会主要食糧分科会は、12月5日に開催され、米穀の政府買入価格及び標準売渡価格の決定に関する基本的事項とあわせて、「平成15年産米の需給安定に向けた取組について」、平成15年産米穀の生産及び出荷の指針について審議することとなった。

政府は諮問及び諮問の説明を行うとともに、現行算定方式に基づき60kg当たり13,820円とする15年産政府買入価格の政府試算値を示した。

ウ 平成15年産米穀の政府買入価格の試算

(ア) 算定方式について

食糧法下での政府買入米価は、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことを踏まえ、自主流通米の価格動向を反映させるほか生産コスト等を参照し、米穀の再生産を旨として決定することとされている。

- a 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により価格変動率を求めるとともに、生産費調査に基づく米販売農家の全算入生産費の動向の比較により生産コスト等の変動率を求め、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格に乘じ、「求める価格」を算出する。

この場合、

- ① 基準価格は、前年産米穀の政府買入価格とする。
- ② 自主流通米価格の変動率の算出に当たっては、全ての上場銘柄の加重平均価格を用いる
- ③ 生産コスト等の変動率の算出に当たっては前年産米穀の価格決定時から直近までの物価・労賃の動向及び反収の動向を織り込む。

$$\text{○求める価格} = P_0 \times (A \times w_1 + B \times w_2)$$

P_0 ：基準価格（前年産米穀の政府買入価格）

A：自主流通米価格の変動率

B：生産コスト等の変動率

w_1 ：0.5

w_2 ：0.5

- b 政府買入米価について、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図る観点から、

- ① 自主流通米価格の変動率を求めるに当たっては、移動3ヵ年平均による比較を行う。その際、需給変動による価格への影響を緩和するため、生産調整面積の変更又はこれに相当する対策を決定した年の年産に係る自主流通米の入札価格の平準化を行う。
- ② また、生産コスト等の変動率を求めるに当

たっては、移動3ヵ年平均による比較を行う
その際、平準反収を用いる。

(イ) 算定

上記の考え方にに基づき算定した平成15年産米穀の政府買入価格は、60kg当たり13,820円（前年産価格に対し△475円、△3.3%）となる。

(注) 上記の価格は、「うるち1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格」である。

$$\text{○求める価格} = 14,295 \times (0.9740 \times 0.5 + 0.9595 \times 0.5)$$

(ウ) 試算値について

自主流通米価格の変動率については、直近3ヵ年平均（平成12年産～14年産）の価格がその前の3ヵ年平均（平成11年産～13年産）に比べて、97.40%（△2.6%）、生産コスト等の変動率については、労働時間が減少していることや、物財・雇用労働費等の投入量が減少していることを反映して95.95%（△4.0%）となり、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格である14年産米価（14,295円／60kg）に乘じることにより算出すると、60kg当たり13,820円（14年産米価に対し、△475円、△3.3%）となった。

(エ) 答申・決定

このような政府試算値に対して、大方の委員は「諮問値は算定方式どおりであり妥当。」といった賛成ないし止むを得ないとの意見であった。

このような議論を踏まえて答申が行われ、12月5日に八木宏典食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会会長から大島理森農林水産大臣に答申が手交された。この食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会の答申を踏まえ、同日、平成15年産米穀の政府買入価格について政府試算値どおり決定した。

平成15年産米穀の政府買入価格について
平成14年12月5日
平成15年産米穀の政府買入価格
60kg当たり 13,820円

(注) 上記の価格は、うるち玄米1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格である。

○類別・等級別政府買入価格

(単位：玄米60kg当たり、円)

	1等	2等	3等
	< 0 >	< △600 >	—
1類 (+400)	14,148	13,548	—
2類 (+250)	13,998	13,398	—
3類 (0)	13,748	13,148	—

4 類 (△350)	13,398	12,798	－
5 類 (△750)	12,998	12,398	11,748

(注) 1 水稻うるち裸価格である。

2 () 内は、3 類に対する加算・減算額であり、< > 内は、1 等に対する減算額である。

(2) 米穀の政府売渡価格

米穀の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第61条第3項の規定により、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

米穀の標準売渡価格は、平成14年12月5日の食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会において政府案が諮問され、諮問に基づく審議の後、同日答申が行われ、これを踏まえて政府案どおりに決定された。

ア 国内産米

(ア) 政府売渡米価（標準売渡価格）の改定の考え方
国内産米の標準売渡価格については、食糧法の下で政府米が備蓄運営の機能を有することを踏まえながら米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

(イ) 米穀をめぐる事情

a 最近の需給動向

米穀の全体需給は、近年、依然として緩和基調で推移してきており、14年10月末の国内産米の在庫は、政府米が155万トン、自主流通米が46万トン、合計201万トンとなっている。

このような中で、効果的な需給調整体制の構築、水田農業の構造改革、安全性に関する取組の強化と消費拡大の促進、備蓄運営の健全化、流通の効率化等を内容とする米政策の見直しと当面の需給安定のための取組を取りまとめたところである。

b 家計費及び物価の動向

最近における家計費及び物価の動向をみると家計の消費支出は減少傾向にあり、米類支出についても、自主流通米価格の下落や、需要量の減少等から、減少傾向にある。

c 政府管理コスト

備蓄米の保管期間の長期化等により、保管経費は高水準で推移している。

d 政府買入価格

平成15年産米の政府買入価格については、本主

要食糧分科会において、△475円（△3.3%）の引下げを決定したところである。

(ウ) 標準売渡価格の改定

以上の状況を踏まえつつ、政府買入価格の引下げ効果を消費者に還元することとし、国内産米の標準売渡価格については、次のとおり改定する。

a 平成15年1月1日以降

(正味60kg 当たり、円)

現 行	改 定 後	改 定 額 (改 定 率)
16, 151	15, 925	△226 (△1. 4%)

(注) 1 水稻うるち 1 ～ 5 類、1 ・ 2 等平均包装込みの価格である。

2 消費税額を含まない。

b 類別・等級別価格

(正味60kg 当たり、円)

等級 類	1 類 (+1, 400)	2 類 (+550)	3 類 (0)	4 類 (△550)	5 類 (△1, 100)
1 等 <0>	17, 215	16, 365	15, 815	15, 265	14, 715
2 等 <△600>	16, 615	15, 765	15, 215	14, 665	14, 115

(注) 1 () 内は 3 類に対する加算・減算額であり、< > 内は 1 等に対する減算額である。

2 消費税額を含まない。

イ ミニマム・アクセス輸入米

(ア) 政府売渡米価（標準売渡価格）の改定の考え方
輸入米の標準売渡価格については、国内産米の価格水準との整合性を踏まえ、次のとおり改定する。

(イ) 標準売渡価格の改定

a 平成15年1月1日以降

(正味60kg 当たり、円)

現 行	改 定 後	改 定 額 (改 定 率)
11, 903	11, 738	△165 (△1. 4%)

(注) 1 外国産うるち玄米 M₃ の価格である。

2 消費税額を含まない。

b 銘柄区分別価格

(正味60kg 当たり、円)

銘柄区分	M ₁ (+1, 400)	M ₂ (+550)	M ₃ (0)	M ₄ (△550)	M ₅ (△1, 100)	L －
	13, 138	12, 288	11, 738	11, 188	10, 638	9, 861

(注) 1 () 内は M₃ に対する加算・減算額である。

2 銘柄区分 L の価格は精米価格である。

3 消費税額を含まない。

○米穀の標準売渡価格を基準として定める予定価格

等

政府米の標準売渡価格を基準として定める売渡予定価格については、品質、用途等の相違を参酌するに当たり、備蓄の円滑な運営を図る観点から、自主流通米価格の動向、政府米の販売状況等を考慮し、適切かつ弾力的に設定することとする。

エ 食料・農業・農村政策審議会への諮問

諮 問

平成15年産米穀の政府買入価格については、米穀の需給動向・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点に立って算定を行い、この算定に基づき決定する必要があると考える。また、米穀の標準売渡価格については、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮し、これを決定する必要があると考える。これらについて食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成14年12月5日

農林水産大臣 大島 理森

諮 問 の 説 明

米政策については、需要の減少、生産調整の限界感、担い手の高齢化等まさに閉塞状況にあり、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即した米づくりの推進を通じて水田農業の経営の安定と発展を図る必要があります。このため、今後、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行することを旨とした「米政策改革大綱」を決定したところであります。

一方、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営、計画流通制度の適切な運用等を通じて米穀の需給及び価格の安定を図るものとしています。

平成15年産米穀の政府買入価格及び米穀の標準売渡価格につきましては、計画流通制度の一環として、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定に基づき、適切に決定する必要があります。

具体的には、平成15年産米穀の政府買入価格については、引き続き、自主流通米の価格の変動率及び生産コスト等の変動率を基礎として、需給動向・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営

が図られる現行の方式により算定することとしてはどうかということであります。

また、米穀の標準売渡価格については、備蓄運営を的確に行えることを旨とし、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮して決定することとし、ミニマム・アクセス輸入米は、国内産米の価格体系との整合性も踏まえながら決定することとしてはどうかということであります。なお、実際の売却に当たっては、備蓄の適切な運営を図る観点から、標準売渡価格を基準としつつ、需給動向等に対応して弾力的に予定価格の設定を行う必要があります。

オ 食料・農業・農村政策審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった米穀の政府買入価格及び標準売渡価格に関して、下記のとおり答申する。

記

政府買入価格及び標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

平成14年12月5日

農林水産大臣 大島 理森 殿

食料・農業・農村政策審議会
主 要 食 糧 分 科 会 会 長 八 木 宏 典

3 麦 価

(1) 麦の政府買入価格

平成15年産麦の政府買入価格については、平成14年10月4日に開催された食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会に、小麦については、前年産に対し1.62%引き下げるという政府案が諮問され、同日に食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会から答申が行われた。この答申を受け、15年産麦の政府買入価格は同日夜に政府案どおり決定され、10月21日に農林水産省告示第1655号をもって告示された。

ア 食料・農業・農村政策審議会への諮問

諮 問

平成15年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎として決定することにつき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成14年10月4日

農林水産大臣 大島 理森

諮 問 の 説 明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第66条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格については、昭和63年の答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎として決定してきております。

麦政策については、平成10年に策定した「新たな麦政策大綱」に即し、各般の施策を総合的に推進しているところであります。

このような中、政府買入価格の算定については、新たな麦政策の展開方向に即したものとする必要がありますが、麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上及び品質の改善に資するとの観点に立つ現行の算定方式は、新たな麦政策の狙いと合致しており、平成15年産の政府買入価格については、引き続き現行の算定方式に基づき、適正に決定することが必要であります。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の階層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということであります。

以上のような考え方によった場合の平成15年産麦の政府買入価格については、後ほど資料により御説明申し上げます。

イ 平成15年産麦の政府買入価格の算定

(ア) 小麦の政府買入価格

a 主産地方式による価格の算定

$$P = \frac{\frac{\sum \bar{C}}{N}}{\frac{\sum \bar{H}}{N}} \times 60$$

P：求める価格

Ⓒ：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10a当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

Ⓓ：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10a当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

b 価格の算定

$$\frac{60,295\text{円}}{423\text{kg}} \times 60\text{kg} = 8,552\text{円}/60\text{kg}$$

（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

(イ) 大麦及びはだか麦の政府買入価格

大麦及びはだか麦の政府買入価格は、(ア)の小麦の政府買入価格の算出結果に準拠して算出する。

a 大麦

6,138円／50kg（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

b はだか麦

8,845円／60kg（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

(ウ) 銘柄区分別の政府買入価格

麦の種類別の銘柄に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの銘柄区分を設ける。

銘柄区分Ⅰの価格は、銘柄区分Ⅱの価格に60kg当たり600円（大麦の場合は50kgに換算して500円）を加えて得た額とする。

銘柄区分Ⅲの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり300円（大麦の場合は50kgに換算して250円）を控除して得た額とする。

銘柄区分Ⅳの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり900円（大麦の場合は50kgに換算して

750円)を控除して得た額とする。

(エ) 等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60kg当たり1,600円(大麦の場合は50kgに換算して1,333円)を控除して得た額とする。

(オ) 政府買入価格は、ア、イ、ウ及びエにより次のとおりとする。

a 小麦	(60kg当たり、円)			
銘柄区分	I	II	III	IV
等級				
1等	9,152	8,552	8,252	7,652
2等	7,552	6,952	6,652	6,052

b 大麦	(50kg当たり、円)			
銘柄区分	I	II	III	IV
等級				
1等	6,638	6,138	5,888	5,388
2等	5,305	4,805	4,555	4,055

c はだか麦	(60kg当たり、円)			
銘柄区分	I	II	III	IV
等級				
1等	9,445	8,845	8,545	7,945
2等	7,845	7,245	6,945	6,345

ウ 食料・農業・農村政策審議会答申

答 申

平成15年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

平成15年産麦の政府買入価格については、現行算定方式に基づき諮問されており、諮問案どおり決定されたい。

なお、新たな麦政策大綱の実施状況について検証を行い、今後の麦政策のあり方について関係者の間で速やかに検討されたい。

平成14年10月4日

農林水産大臣 大島 理森 殿

食料・農業・農村政策審議会

主 要 食 糧 分 科 会 会 長 八 木 宏 典

(2) 麦の標準売渡価格

麦の標準売渡価格については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第68条の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者家計の安定を旨として、食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会の意見を聴いて、毎年決定することとされている。

上記の規定により平成14年12月13日に食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会が開催され、同日午後に出された答申を踏まえ、麦の政府売渡価格は前年同額となり、これを12月19日付け農林水産省告示第1870号をもって告示した。

ア 食料・農業・農村政策審議会への諮問

諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦政策の運営の状況、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮する必要があるものの、家計の動向等の経済事情にかんがみ、これを据え置くことにつき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成14年12月13日

農林水産大臣 大島 理森

諮 問 の 説 明

麦の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

麦をめぐる経済事情をみると、国内産麦については、麦作経営安定資金の平成15年産単価について引下げを行ったものの、生産数量は近年増加してきており、また、外国産麦については、国際価格が主要輸出国の干ばつ等により高価で推移するとともに、為替相場は円安基調で推移しております。

他方、家計費については、最近の景気動向の下で可処分所得が低迷している等の状況にあります。

以上のような事情を総合的に考慮し、麦の標準売渡価格については、これを据え置くこととしてはいかがでしょうかとあります。

イ 麦の標準売渡価格及びその算定の説明

(ア) 標準売渡価格の算定の説明

a 基本的考え方

小麦の標準売渡価格は、家計費に基づき算出される価格（家計麦価）の範囲内において、輸入麦コスト、政府買入に係る国内産麦コスト及び民間流通に係る国内産麦の生産の安定に係るコストを総合的に勘案して算定（コストプール方式）することとする。

b コストプール方式による算定

aの基本的考え方に基づき、標準売渡価格の改定率を以下により算定することとする。

- ・ 輸入に係る麦の政府の買入の価格（以下「輸入麦買入価格」という。）にその買入、保管及び売渡しに要する費用（以下「政府管理経費」という。）を加えて得た価格に輸入麦の政府買入数量を乗じて得た額を輸入麦及び国内産麦のそれぞれの政府買入数量（以下「政府麦買入数量」という。）で除したものを「輸入麦コスト」とし、
- ・ 国内で生産される麦の政府の買入の価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得た価格に国内産麦の政府買入数量を乗じて得た額を政府麦買入数量で除したものを「政府買入に係る国内産麦コスト」とし、
- ・ これらのコストを加えたものを「政府麦に係るコスト」とした上で、
- ・ 国内で生産され、民間流通する麦の生産の安定に係る費用に民間流通に係る国内産麦の数量を乗じて得た額を政府買入数量で除したものを「民間流通に係る国内産麦コスト」とするとともに、
- ・ これらを加えたコストを、今回決める輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格（以下「小麦のコスト価格」という。）とする。
- ・ 以上により算出される小麦のコスト価格と現行の輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格（以下「平均標準売渡価格」という。）との関係は、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト

①FOB価格	t 当たり	194ドル
②為替レート	ドル当たり	122円
③輸入麦買入価格	t 当たり	30,461円
④政府管理経費	t 当たり	5,660円
⑤輸入麦コスト	t 当たり	36,121円

（注）FOB価格は、政府が食糧用として買い付

けている銘柄の直近7ヵ月間の平均価格である。

(b) 政府買入に係る国内産麦コスト

t 当たり 29円

(c) 政府麦に係るコスト ((a)と(b)を加えたもの)

t 当たり 36,150円

(d) 民間流通に係る国内産麦コスト

① 麦作経営安定資金

t 当たり 16,413円

② 流通コスト等

t 当たり 1,618円

③ 民間流通に係る国内産麦コスト

t 当たり 18,031円

(e) 小麦のコスト価格 ((c)と(d)を加えたもの) と平均標準売渡価格との関係

① 小麦のコスト価格

t 当たり 54,181円

② 平均標準売渡価格

t 当たり 48,463円

③ ①－②

t 当たり 5,718円

④ 改定率 (③/②)

11.8%

c 家計麦価による算定

家計費に基づく標準売渡価格の上限は、次のとおりである。

$$Pe = Pw \cdot \frac{I_0}{I_1} - C$$

Pe：家計費に基づき算出される三麦別の価格

Pw：基準期間における全国的小麦粉又は精麦の消費者価格の平均値

I₁：比較期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値

I₀：基準期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値

C：麦の流通、加工等の費用

(a) 小麦粉又は精麦の価格

Pw：平成11年10月から平成14年9月までにおける全国的小麦粉又は精麦の消費者価格の平均値

小麦粉 1 kg 当たり 189.11円

精 麦 1 kg 当たり 329.56円

(b) 可処分所得

I₁：平成14年1月から9月における全国の勤労者世帯1世帯当たりの可処分所得の平均値（季節調整値、4人世帯換算）

478,822円

I₀：平成11年10月から平成14年9月までの期間
における全国の勤労者世帯1世帯当たりの
可処分所得の平均値（4人世帯換算）

487,159円

(c) 加工流通経費

C：麦の流通、加工等の費用

小 麦（製品t当たり）

130,671円

大 麦（製品t当たり）

262,255円

はだか麦（製品t当たり）

258,924円

(d) 標準売渡価格の許容し得る上限

小 麦

「アメリカ産ウェスタン・ホワイト
No. 2 正味100kg当たり」

4,595円（0.3%）

大 麦

（銘柄区分Ⅱ・1等正味100kg当たり）

3,375円（0.4%）

はだか麦

（銘柄区分Ⅱ・1等正味100kg当たり）

3,688円（0.4%）

（注）カッコ書きは、現行標準売渡価格
に対する許容し得る上昇率

(e) 小麦粉の対米価比の推移

年次	米の 消費者価格 (A) (円/kg)	小麦粉 消費者価格 (B) (円/kg)	(B)/(A) (%)
昭和50年	2 7 6	1 2 9	46.7
55	3 9 8	1 7 6	44.2
60	4 7 7	2 1 1	44.2
平成 5年	5 3 7	2 0 4	38.0
10	4 3 9	2 0 0	45.6
11	4 2 8	1 9 4	45.3
12	4 0 7	1 9 0	46.7
13	3 9 5	1 8 9	47.8
14年1~9	3 9 9	1 8 8	47.1

(イ) 改定率の考え方

a 小麦の標準売渡価格については、上記(ア)のbの
コストプール方式による算定結果で見ると、所要

の引き上げとなるものの、(ア)のcの家計麦価が現
行とほぼ同水準であること、米価比もほぼ横ばい
であること、その他小麦に係る諸事情を総合的に
勘案し、前年同額とする。

b また、大麦及びはだか麦の標準売渡価格につい
ても、小麦の場合と同様、前年同額とする。

(イ) 標準売渡価格

小麦

現行対比

（銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり）

2,198円（据え置き）

〔消費税額分を含む価格 2,308円〕

〔正味100kg当たり 3,663円（据え置き）〕

〔消費税額分を含む価格 3,846円〕

輸入小麦（アメリカ産ウェスタン・ホワイト・
ホィート2等正味100kg当たり）

4,361円（据え置き）

〔消費税額分を含む価格 4,579円〕

輸入小麦（カナダ産ウェスタン・レッド・スプリン
グホィート1等

（たん白含有率13.5%）正味100kg当たり）

4,928円（据え置き）

〔消費税額分を含む価格 5,174円〕

大麦（銘柄区分Ⅱ・1等正味50kg当たり）

1,600円（据え置き）

〔消費税額分を含む価格 1,680円〕

〔正味100kg当たり 3,200円（据え置き）〕

〔消費税額分を含む価格 3,360円〕

輸入大麦（オーストラリア産ソーロウ2等正味
100kg当たり）

3,058円（据え置き）

〔消費税額分を含む価格 3,211円〕

はだか麦（銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり）

2,100円（据え置き）

〔消費税額分を含む価格 2,205円〕

〔正味100kg当たり 3,500円（据え置き）〕

〔消費税額分を含む価格 3,675円〕

ウ 食料・農業・農村政策審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦
の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、政府案どおり決
定されたい。

平成14年12月13日

農林水産大臣 大島 理森 殿

食料・農業・農村政策審議会

主 要 食 糧 分 科 会 会 長 八木 宏典

第8節 食糧管理特別会計

1 食糧管理特別会計の概要

食糧管理特別会計は、米穀のほか麦類、輸入飼料などの管理目的の異なる物資を取り扱っており、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定（以上3勘定を食糧管理勘定という。）、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定、業務勘定及び調整勘定の7勘定が設けられている。

このうち調整勘定には、会計全体の資金操作を円滑にして、損失見合いの借入れの増加を避けるとともに食糧管理勘定の損益を処理するために、一般会計からの受入金等を原資とする調整資金が設けられている（食糧管理勘定に毎年発生する損益は、調整勘定に移し整理され、その結果に応じて調整資金の取崩しと繰入れが行われている）。

2 14年度予算の概要

(1) 予 算 規 模

農林水産関係一般会計予算（補正後）の総額は、3兆4,716億円（前年度補正後予算対比90.3%、3,718億円の減）となっている。主要食糧の需給及び価格安定関連経費の総額（補正後）は、3,947億円（前年度補正後予算対比116.0%、544億円の増）となり、農林水産予算に占める比率は11.4%で、最高時（昭和46年）の42.7%に比べ大幅に減少している。また、当該経費の内訳である食糧管理特別会計調整資金への繰入は、2,956億円となっている。

14年度の食糧管理特別会計予算は、前年同様に食糧法の目指す主要食糧の需給と価格の安定を図るとともに、地域の創造性を活かした米の構造改革の推進関連施策として「地域水田農業再編緊急対策」及び「米流通システム改革促進対策」を措置し、「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組について」に基づく政策の円滑な運営が図られるよう措置している。

(2) 国内米の管理

平成14年産米の生産目標数量は、国内産米の在庫水

準の適正化を図る観点から900万tとし、このうち加工用米の生産予定数量は24万tとした。また、平成14年産米の生産調整目標面積は、予想反収を前提とし1,010千ha、このうち生産調整目標面積の内数となる加工用米の作付予定面積は46千haとした。

○平成14年産米の必要生産量及び生産調整目標面積

生産目標数量	8 7 5 万 t
加工用米生産予定数量	2 4 万 t
生産調整目標面積	1 , 0 1 0 千 h a
加工用米作付予定面積	4 6 千 h a

政府買入価格は14年産米の価格、政府売渡価格は14年1月1日以降に適用される価格により、売買に係る所要額を計上している。

この他、各種助成等事業、米取扱手数料や保管料等の所要額を計上し、国内米の管理を行うこととしている。

ア 生産調整推進対策

全国各地の生産者の公平な抛出と政府の助成により造成した資金を用い、地域における生産調整の取組の実態に応じて補償金を交付する等の施策を通じて全国的に生産調整の円滑かつ着実な実施を図ることとしている。

イ 稲作経営安定対策

生産者と政府により造成した資金を用いて、米価が補てん基準価格を下回った場合に、その一定割合を補てんすることにより、米価の下落による稲作経営への影響を緩和することとしている。

ウ 地域水田農業再編緊急対策

水田農業を営む複数の者が、共同して集落程度の広がりを持った地域で水田農業の構造改革に関する計画を作成し、担い手への生産の集約、有機農業の導入等の構造改革に資する取組を行う場合に、その取組に応じて助成する施策を通じて、構造改革を通じた水田農業の安定・発展、自給率の向上、農村社会の活性化等を図ることとしている。

エ 米流通システム改革促進対策

産地出荷団体の抛出と国の助成により造成した資金を用い、自主流通米に係る計画的かつ安定的販売を促進するとともに、調整保管による需要動向への迅速な対応等を図る取組を支援することとしている。

オ 計画流通制度の運営改善

計画流通制度には、

- ① 計画流通米のシェアが低下していること
- ② 計画流通米と計画外流通米との間にコスト差が存在し、需給調整コストのほとんどを計画流通米が負担していること

等の問題点が存在することから、計画流通制度を廃止し、安定供給のための自主的な取組を支援する制度の確立、価格形成システムの整備等を内容とする制度改革を行うこととしている。

カ 米飯学校給食の推進措置

米飯学校給食は、食習慣や人格形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしているところであり、その一層の普及を図るため、炊飯施設設備等の設置経費等に対する支援などの推進措置を講じることとしている。

キ 米の需要拡大対策

食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や「食生活指針」に即した健全な食生活の実現を図る上で極めて重要であることから、ごはん食を中心とした健康的な食生活の普及を図るほか、地域に密着した米の消費拡大を推進することとしている。

ク 米穀販売業者関連対策

食糧法の下での流通規制緩和、昨今の景気低迷に伴い、厳しい経営環境に置かれる米穀販売業者の経営基盤の強化・販売の活性化を積極的に推進する。

ケ 米麦の安全性確保対策等

食品衛生法に基づく残留農薬基準の追加に対応しつつ、国が供給する国内産米麦及び外国産米麦について残留農薬分析による安全性確保対策の充実強化等を図ることとしている。

(3) 国内麦の管理

国内麦については、大麦、はだか麦及び小麦の3麦合わせて買入数量を0.5万t、売却数量を0.5万tと見込み、政府買入価格については、14年産麦の価格、政府売渡価格は13年12月27日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

また、麦作経営安定資金等助成金のほか、麦の買入のための取扱手数料や保管料等の所要額を計上し、国内麦の管理を行うこととしている。

(4) 輸入食糧の管理

輸入食糧については、米麦の安定的かつ安全な供給に努めているところである。

政府買入数量は、米穀と麦類合わせ613万t、また

売却数量は米穀と麦類合わせ584万tを予定し、米麦の政府買入価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格、米麦等の政府売渡価格は、米については14年1月1日以降に適用される価格、麦については13年12月27日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

また、保管料等輸入食糧の管理に要する所要額を計上している。

(5) 農産物等の価格の安定

農産物等については、でん粉2千tの買入に係る所要額、保管料等管理に要する経費等について所要額を計上している。

(6) 輸入飼料の管理

輸入飼料については、小麦57万t、大麦150万tの売却及びこれに必要な買入を予定し、これらに係る所要額、保管料等輸入飼料の管理に要する所要額を計上している。

(7) 損益及び一般会計からの繰入れ

ア 食糧管理勘定の損益

14年度の食糧管理勘定の損益は、3,633億円の損失が見込まれており、勘定別の内訳は、国内米の管理に伴う損失3,149億円（売買損失、助成金、管理経費の合計）、国内麦の管理に伴う損失974億円（売買損失、助成金、管理経費の合計）、輸入食糧の管理に伴う利益490億円（売買利益、管理経費の合計）を予定している。

この損失については、一般会計からの調整資金繰入れ2,956億円により損失の処理を行い、798億円の損失は翌年度に繰り越すこととしている。

イ 農産物等安定勘定の損益

農産物等安定勘定においては、でん粉等の買入に伴う管理に伴う損失14億円を予定しており、同勘定は前年度からの繰越積立金17億円を取り崩して整理することとしている。

ウ 輸入飼料勘定の損益

輸入飼料勘定の損益は、前年度からの繰越損失に加え、飼料用輸入麦の売買利益、管理に伴う損失（管理経費）14億円を予定しており、一般会計から同勘定への繰入れ14億円で整理することとしている。

3 14年度決算の概要

(1) 国内米の管理

国内米管理勘定においては、国内米を10玄米万t買入れ及び22玄米万t売却に伴う損失から、管理に要する所要額を差し引いたところ、2,969億円の損失となった。

(2) 国内麦の管理

国内麦管理勘定においては、国内麦を0.2万t（大麦0.1万t）買入れ及び、0.3万t（大麦0.2万t、小麦0.1万t）売却に伴い発生した損失、管理に要する所要額により、961億円の損失となった。

(3) 輸入食糧の管理

輸入食糧管理勘定において、MA米を67実（75玄米）万t買入れ、41実（47玄米）万t売却、外麦を464万t（大麦24万t、小麦440万t）買入れ、511万t（大麦25万t、小麦486万t）売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、455億円の利益（外米損失・69億円、外麦利益・524億円）となった。

(4) 農産物等の価格安定

農産物等の売買は、買入れ、売却とも実績はなかったことから、損失及び利益の実績はなかった。

(5) 輸入飼料の需給・価格の安定

輸入飼料勘定において、138万t（大麦120万t、小麦18万t）買入れ、154万t（大麦127万t、小麦27万t）売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、3億円の損失となった。

(6) 決算損益の整理

ア 調整資金

14年度における食糧管理勘定の損失額は、3,475億円（国内米損失2,969億円、国内麦損失961億円、輸入食糧利益455億円）となったことから、これを調整勘定に移し、前年度からの繰越損失36億円と当年度の一般会計からの受入額2,956億円からなる調整資金（計2,920億円）を取り崩し整理した。

この結果、14年度末の調整資金は無くなり、残高555億円の繰越損失が生じた。

調整資金 (単位：億円)

前年度	本年度	本年度	残高
繰越損失	受入	損失	
△36	2,956	△3,475	△555

イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算損失3億円及び、前年からの繰越損失額10億円は、一般会計からの受入額14億円を充てて処理し、残額1億円は前受金として整理することとした。

表13 14年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表

(単位：億円)

歳 入		目 代	決算額
項 食	糧 売 払		3,263
	国内米		515
	国内麦		1
	輸入食糧		2,747
	輸入麦等納付金収入		3
	農産物等売払代		—
	輸入飼料売払代		423
	一般会計より受入		2,970
	調整資金		2,956
	輸入飼料損失補てん		14
	検査印紙収入		27
	雑収入		72
	食糧証券及借入金収入		9,610
	前年度剰余金受入		94
	純計額		16,462
	他勘定より受入		23,232
	(歳入総計)		39,694

歳 出		目 費	決算額
項 食	糧 買 入		1,933
	国内米		240
	国内麦		2
	輸入食糧		1,691
	農産物等買入費		—
	輸入飼料買入費		315
	管理費		3,356
	国内米		2,161
	国内麦		956
	輸入食糧		214
	農産物等		—
	輸入飼料		25
	事務費		1,002
	サイロ及倉庫運営費		4
	国債整理基金特別会計へ繰入		9,760
	予備費		—
	純計額		16,370
	他勘定へ繰入		23,232
	(歳出総計)		39,602

第9節 農産物検査制度

1 概 況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われ

ている。

従来(平成12年度)までの農産物検査の実施にあたっては、米麦、豆類、雑穀等20品目を対象に、国が定める全国統一的な検査規格に基づき、食糧事務所（農産物検査官）が一元的に行っていた（いわゆる国営検査）が、平成11年4月27日に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」を受け農産物検査の実施主体を、国から農林水産大臣の登録を受けた民間の登録検査機関に変更することを柱とした内容により、平成12年の通常国会において同法を改正したところである。

この改正により、平成13年4月から5年間で農産物検査を民営化することとなり、国は、検査規格、検査方法の設定等の基本ルールの策定や登録検査機関の指導・監督等の役割を果たすこととなった。また、制度見直しの議論を踏まえ農産物検査の対象品目を20品目から10品目に縮小し、平成7年度から導入された米麦の成分検査は、品位等検査の受検の有無に関わらず単独で受検できる等、制度が変更された。

なお、同法の附則第3条により経過措置として、移行期間中の平成18年3月31日までは国も登録検査機関とみなして農産物検査を行うことができることとしている。

平成13年度からの農産物検査民営化に向け、平成12年度から各食糧事務所において、農産物検査員を育成するための研修を実施しているところであり（平成16年度まで実施予定）、平成14年度末までに6,800人が当該研修を修了した。

登録検査機関の登録状況は、平成14年度末現在において、登録検査機関は国内産農産物で561機関、外国産農産物で5機関、成分検査で12機関が登録され、約4,000人の農産物検査員が登録されているところである。

これら登録済みの登録検査機関は、すでに検査業務を実施しており、平成14年度末における登録検査機関による検査実績は、国内産農産物の（米、麦、大豆）5,927千tの4割強にあたる2,448千t、外国産農産物（米、麦）6,684千tの約4分の3にあたる4,959千トンであった。

また、民営化への移行を現場の諸条件に即して円滑に進めるため、各都道府県ごとに食糧事務所が推進役となり、農業団体や流通業者等の関係者との協議の上、地域の実情を踏まえ、①各地域において検査を担う登録検査機関の明確化、②農産物検査員の人数やその育成・確保のための方策、③年次別の登録検査機関の参入スケジュール等を明記した民営化移行プログラムを

作成しており、これに基づいた着実な農産物検査の民営化移行を図っていくこととしている。

2 国内産農産物の検査

(1) 検査業務の改善合理化

国内産農産物検査業務については、農産物の生産、流通の実態に対応したものとすること、改善合理化を図ることなどが重要課題となっている。

検査業務の改善合理化については、昭和55年12月に閣議決定された「ばら・抽出検査の拡大、食糧検査士制度の導入、農産物検査官の半減」の方向に沿って改善を進め、ばら・抽出検査実施率の向上、検査場所の集約、食糧検査士の活用を図ってきた。

更に、「規制緩和推進要綱」（昭和63年12月）及び農政審報告（平成元年6月）に基づき、検査体制の簡素合理化を推進してきたところであり、平成12年度におけるばら・抽出検査割合は91%、平成13年産の検査場所数は8,750カ所となっている。

平成14年度においても、13年度から5年間で検査業務が民営化されることを踏まえ、検査業務の適確な実施及び円滑な民営化への移行を図る観点から、次の事業を活用しつつ業務の簡素合理化を推進してきたところである。

ア 食糧検査士活用事業

一般検査場所における抽出検査及び施設等におけるばら検査の円滑かつ効果的な実施を推進するため、専門的な知識と技術を有する民間活力を活用して検査準備指導を行う。

平成14年度は388人の食糧検査士を活用し、460の第一種登録出荷取扱業者を対象に指導を行った。

なお、本事業に係る平成14年度の予算額は400百万円である。

イ 受検環境整備推進事業

農産物検査の民営化は、平成13年度から5年以内に移行することとしているが、検査効率の低い小規模受検場所には、登録検査機関が参入しにくい状況があり、これらの受検場所について、早急に受検環境の整備を行い円滑な民営化移行を図る必要がある。

また、移行期間中の国営検査を円滑・効率的に行うためにも受検環境の整備は引き続き重要となっている。

このため、従来は受検場所を集約整備するための事業のほか、ばら検査を拡大するための事業及びパレット受検推進事業を実施してきたところであるが、農産物検査業務の民営化への移行及び食

糧管理特別会計の制約等を踏まえ、登録出荷取扱業者からの要望の強い、受検場所の集約整備を推進する事業に集約し、次の事業を実施した。

なお、本事業に係る平成14年度の予算額は124百万円である。

(ア) 受検環境整備促進事業

自主流通法人、第一種及び第二種登録出荷取扱業者が、受検環境の整備を図るために関係者に対して啓蒙、普及、指導等を行った場合、一定額を交付する。

(イ) 受検環境整備推進事業

第一種登録出荷取扱業者が受検場所の集約整備を行い、かつ、検査効率向上のための整備を行い、年間検査数量が2万個未満の受検場所を2万個以上に拡充した場合又は2万個以上の受検場所を設置した場合及び年間検査数量が2万個以上の受検場所において検査数量を大幅に増加させた場合、増加検査数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に当年度に限り交付する。

(2) 米 の 検 査

ア 14年産米の検査は、平成13年4月から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関（以下「登録検査機関」という。）による検査に順次移行している。これに伴い、国による検査は、受検者の検査に対する需要及び登録検査機関の登録状況を勘案し、登録検査機関が参入しない地域について実施している。このような状況の下、生産者及び流通業者等の関係者からは、信頼性のある公正かつ円滑な検査の実施、さらには計画流通米の出荷計画に即した的確かつ円滑な検査対応が強く求められていることから、「国内産農産物検査の事前指導等要綱」（平成6年3月28日付け6食糧第352号（検査）食糧庁長官通知）に基づくほか、以下の事項に留意しつつ実施された。

(ア) 品質改善に係る指導

高水分米及び過乾燥米等の生産者への指導は、登録出荷取扱業者等との連携の下、具体的指導を行った。

また、天候・病虫害等を原因とした品質の予察及び防除指導等については、普及センター等の関係機関との連携の下、タイミングを失しない予察と防除指導を行った。

(イ) 検査計画の策定及び積極的・弾力的な検査の実施

a 検査計画の策定

登録出荷取扱業者等から出荷・受検計画の策定についてと協議を受けた時は、地域別、品種

別の生育状況等を踏まえた出荷・受検計画となるよう綿密な調整を行い、受検計画を早期に策定した。

なお、受検計画は、必要に応じ土日等休日も含めて策定した。

b 広域的な応援検査

早場地帯、遅場地帯の支所間等の応援検査を行った。

(ウ) 特別検査場所の設定等

計画外流通米の円滑な検査を実施するため、政府倉庫前や食糧事務所前の検査場所を積極的に活用するとともに、必要に応じて特別検査場所を設定した。

(エ) 鑑定・格付技術の錬磨等

品種鑑定技術の精度向上を図るため、「米麦等の品種鑑定のマニュアルについて」（平成9年11月28日付け9－83検査課長通知）等を活用し、鑑定技術の向上に努めた。

また、支所間の各種サンプル交換、広域流通を念頭においた他の食糧事務所との各種サンプル交換、品質概況の情報交換等により鑑定・格付技術の錬磨に努めた。

(オ) 適正な量目の確保

適正な量目を確保するため、過大な入れ目を行わないよう関係者に対し指導を行った。

(カ) 整粒歩合等による仕分け

登録出荷取扱業者から整粒歩合等による仕分要請があった場合には、品質改善を助長するための一環として、積極的に対応を行った。

(キ) 的確な検査証明の確保

農産物検査を行ったときは、農産物検査法に基づき検査証明書の交付、又は包装若しくは票せんに等級証印及び日付印を確実かつ鮮明に押印を行った。

また、検査請求者において記載する検査請求者、住所等について記載漏れがないよう十分確認を行った。

(ク) 登録検査機関に対する情報提供及び指導・助言
登録検査機関による的確かつ円滑な検査の実施を確保するため、登録検査機関に対し、検査の実施に関する情報提供及び指導・助言を積極的に行った。

イ 検査の実績

14年産米の平成15年3月末日現在の検査実績は、表14のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表15のとおりである。

表14 平成14年産米種類別検査実績（平成15年3月末日現在）

種 類		検査数量 (t)	等級比率 (%)					
			特上	特等	1 等 (合格)	2 等	3 等	規格外
玄 米	合 計	4,606,067	0.0	0.4	69.7	25.9	2.3	1.8
	水稻うるち	4,397,135	-	-	70.2	26.0	2.1	1.8
	水稻もち	125,867	-	-	61.6	30.1	5.8	2.6
	醸造用	82,148	1.4	22.5	56.8	13.6	4.0	1.7
	陸稲うるち	-	-	-	-	-	-	-
	陸稲もち	917	-	-	8.0	52.9	36.6	2.5
も み	合 計	45,882	-	-	99.8	-	-	0.2
	普 通	5,373	-	-	98.2	-	-	1.8
	種 子	40,509	-	-	100	-	-	-
精 米 合 計		8	-	-	54.6	45.4	-	-

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100 とならないことがある。

表15 平成14年産水稻うるち玄米地域別検査実績（平成15年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1 等	2 等	3 等	規格外
北海道	409,515	75.4	8.4	2.5	13.8
東北	1,492,759	83.7	14.4	1.3	0.6
北陸	736,624	67.1	31.0	1.6	0.3
関東・東山	653,519	64.6	31.3	3.9	0.2
東海	155,438	45.5	51.5	2.7	0.3
近畿	202,389	58.4	39.0	2.6	0.1
中国	281,095	60.6	36.0	2.5	0.9
四国	108,572	42.2	54.1	2.4	1.3
九州	354,526	58.0	39.2	1.9	1.0
沖縄	2,697	19.4	56.9	18.2	5.5
合計	4,397,135	70.2	26.0	2.1	1.8

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100 とならないことがある。

ウ 品質概況

14年産米の生育は、北海道及び東北北部の一部で日照不足等により、充実不足・青未熟粒等の発生により、品質がやや劣る地域が一部あり、全体として、過去5年間の平均と比較して1等比率は低下し、作況指数は全国平均で101の平年並みとなった。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道では、一部の地域で低温・日照不足による充実不足等により、作柄はやや不良となった。

1等比率は、71.6%（13年産同期83.3%）と前年を下回った。なお、2等以下への主な格付理由は整粒不足及び充実不足などによるものである。

(イ) 東北では、北部で、低温・日照不足による充実不足等があったものの作柄は、平年並となった。南部で天候にめぐまれ、作柄はやや良となった。1等比率は、81.8%（13年産同期87.6%）と前年を下回った。なお、2等以下への主な格付理由はカメムシによる着色粒の被害と、充実不足と整粒

不足などによるものである。

- (ウ) 関東・東山では、登熟期の高温により一部地域で、乳白・腹白粒の発生により、やや不良になったが、作柄はやや良となった。1等比率は63.4%（13年産同期71.9%）と前年を下回った。なお、2等以下への主な格付理由は高温等により、乳白・腹白粒及び充実不足によるものである。

- (エ) 北陸では、登熟期の高温等により一部地域で、乳白・腹白粒の発生があったものの作柄は、やや良である。

1等比率は63.5%（13年産同期72.3%）と前年を下回った。なお、2等以下への主な格付理由は乳白・腹白粒である。石川・福井県では胴割粒による被害も発生した。

- (オ) 東海・近畿では、登熟期の高温等による、乳白・腹白粒の発生があったものの作柄は、やや良である。1等比率は東海で44.0%（13年産同期50.4%）、近畿で51.1%（13年産同期61.5%）と前年を下回った。2等以下への主な格付理由は乳白・腹白粒及び充実不足によるものである。

- (カ) 中国・四国では、おおむね高温・多照に経過したことに加え、台風による被害も少なかったことから順調に推移し、作柄は、一部の県を除きやや良となった。

1等比率は中国で58.2%（13年産同期59.5%）、四国で41.5%（13年産同期43.3%）となった。なお、2等以下への主な格付理由は乳白・腹白粒及び充

実不足などによるものである。

- (キ) 九州では、登熟は、おおむね高温・多照に経過したことに加え、台風による被害も少なかったことから順調に推移し、作柄は、一部の県を除きやや良となった

1等比率は50.3%（13年産同期70.5%）と前年を大幅に下回った。なお、2等以下への主な格付理由は、充実不足及び乳白・腹白粒であり、カメムシによる着色粒の被害も見られた。

エ 産地品種銘柄の概況

14年産米の水稲うち玄米の品種別検査実績は、表16のとおりである。

14年産うち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、196品種、515産地品種（13年産、46道府県、179品種、497産地品種）であり、平成15年3月末日現在における銘柄の検査数量は、435万8千tである。これは13年産（14年3月末日現在）の430万2千tに比べ56千t増加した。

また、水稲うち玄米に占める産地品種銘柄の割合は、前年より0.2%減少し、99.1%（13年産同期99.3%）となった。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、産地品種銘柄のうち154万3千t（13年産同期149万2千t）で35%を占めており、2位はひとめぼれ、3位はあきたこまちとなっている。

以下、きらら397、ヒノヒカリ、はえぬき、キヌヒカリの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数

表16 平成14年産水稲うち玄米品種別検査数量（平成15年3月末日現在）

順位	品 種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,542,625	35
2	ひとめぼれ	518,733	12
3	あきたこまち	474,340	11
4	きらら397	286,577	7
5	ヒノヒカリ	266,542	6
6	はえぬき	197,950	5
7	キヌヒカリ	103,568	2
8	ほしのゆめ	85,633	2
9	つがるロマン	73,967	2
10	ササニシキ	60,223	1
上位10品種の合計		3,610,157	82
水稲うち玄米総合計		4,397,135	

（注）ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

表17 平成14年産麦類検査実績（平成15年4月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)			
		1 等	2 等	等 外 上	規 格 外
小麦	905,350	67.5	19.1	—	13.5
はだか麦	19,886	27.7	62.7	—	9.5
大麦	113,169	52.6	30.4	—	17.0
ビール大麦	64,021	0.1	86.6	13.3	—
飼料用大麦	9,994 (合格)	100.0	—	—	—
種子用麦	10,711 (合格)	100.0	—	—	—
合計	1,124,131				

(注) 等級比率の内訳の計は、四捨五入の関係上総数(100%)に一致しない場合がある。

量は、産地品種銘柄全体の82%（前年同期82%）となっている。

(3) 麦 の 検 査

ア 検査対策

14年産麦の検査に当たっては、良品質麦の確保と流通の円滑化等を図る観点から、国内産農産物検査の事前指導等要綱（平成6年3月28日付け6食糧第352号（検査）食糧庁長官通達）を基本とし、良品質麦の確保のための指導として、

- ① 適切な早期乾燥処理と調製の指導
- ② 被害麦の除去及び選別程度の指導
- ③ 品質劣化麦の仕分け等の指導

等を重点事項として、関係機関、団体との密接な連携の下に検査を実施した。

また、厚生労働省において、小麦に含有するデオキシニバレノールの暫定的な基準値（1.1ppm）が設定されたことに伴い、赤かび病の発生の予防と流通する麦への混入防止の徹底について、関係機関、団体に対し指導を行った。

イ 検査実績

14年産麦の検査実績は、表17のとおりである。検査数量の合計は、112万4千tで、前年に比べ16万7千t増加（前年比117.5%）した。また、種類毎の上位等級比率（1等。ただし、ビール大麦は1等＋2等）を前年と比較すると、小麦は67.5%（前年産60.8%）、大麦は52.6%（同66.9%）、ビール大麦は86.7%（同86.6%）、はだか麦は27.7%（同45.4%）となっている。

普通小麦は、作柄は前年産と比較すると概ね良好で、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等を背景とした作付面積の増加により、検査数量は前年産より15万1千tの増加となった。

普通小粒大麦は、作柄は前年産よりやや劣った

ものの、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等を背景とした作付面積の大幅な増加により、検査数量は前年産より1万4千tの増加となった。

普通大粒大麦は、作柄は前年産より劣ったものの、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等を背景とした作付面積の増加により、検査数量は2千tの増加となった。

ビール大麦は、作柄は前年産よりやや劣ったものの、普通大粒大麦と同様、作付面積の増加により、検査数量は5千tの増加となった。

普通はだか麦は、作柄は前年産より劣ったものの、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進等を背景とした作付面積の増加により、検査数量は1千tの増加となった。

ウ 品質概況

(ア) 普通小麦

北海道では、前年産と比較すると充実度は良好であったが、一部に降雨の影響を大きく受けた地域があり、品質的に大きく劣るものが見られた。

関東・東山では、一部には降雨の影響を受けた地域があったものの、その他の地域では危惧された降雨の影響は見受けられず、被害粒の混入も少なく充実度や粒ぞろいも良好で、前年産より品質は良好であった。

東海では、一部の地域において、降雨の影響によると思われる軽度の発芽粒等が見られたが、品質は前年産に比べ良好であった。

近畿では、充実度、光沢も良く、前年産に比べ品質は良好であった。

九州では、前年産と比較すると、充実度がやや劣り、小粒傾向であったが、被害粒の混入は少なく、総体的な品質は良好であった。

(イ) 普通小粒大麦

関東・東山では、前年産と比べ、充実度はやや劣るものの、被害粒の混入は少なく、総体的な品質は良好なものであった。

北陸では、充実度、光沢ともにやや劣り、被害粒の混入も散見され、総体的な品質は前年産に比べ劣るものであった。

(ウ) 普通大粒大麦及びビール大麦

関東・東山では、充実度はやや良好で、被害粒の混入も少なかったことから、総体的な品質は前年産並の品質であった。

中国では、前年産と比較すると、被害粒の混入は少ないものの、未熟粒の混入が散見され、充実度がやや劣り、総体的な品質はやや劣るものであった。

九州では、充実度、光沢ともに劣り、軽微な赤かび粒やくされ粒等の被害粒の混入が散見され、品質的には前年産に比べ劣るものであった。

(エ) 普通はだか麦

主産地である四国、九州では、前年産に比べ、充実度が劣り、一部に降雨の影響と見られるたい色、やけ粒等の被害粒が散見され、総体的な品質は劣るものであった。

(4) その他の農産物の検査

農産物検査法に定められた品目のうち、米麦以外の品目の検査結果は次のとおりである。

〔品目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量 t〕
大豆	(北海道ほか2府40県)	195,708
小豆	(北海道ほか3県)	24,539
いんげん	(北海道)	5,074
かんしょ生切干	(長崎県)	184
そば	(北海道ほか18県)	2,868
でん粉	(北海道ほか3県)	79,637

1 平成14年産大豆の収穫量は27万200 t で、前年産並みであった。

これは、作付面積が6,000ha (4 %) 増加したものの、10 a 当たり収量が前年産に比べて9 kg (5 %) 下回ったためである。

2 地域別には、北海道では、作付面積が前年産に比べて300ha (2 %) 増加したものの、7月下旬から8月の低温・日照不足等の影響により登熟が不良であったことから、収穫量は前年産に比べて1,300 t (3 %) 減少した。

また、都府県においては、作付面積が前年産に比べて5,700ha (5 %) 増加したものの、東北等で、

収穫期の長雨・降雪等の影響により10 a 当たり収量が大幅に下回ったことから、収穫量は前年産並みとなった。

(5) 包装の使用状況

14年度における米麦の包装の種類別使用状況は、次のとおりである。

(単位：千個，%)

包装の種類	米	麦
麻 袋	1,065 (1.7)	60 (4.9)
樹 脂 袋	919 (1.5)	152 (12.5)
紙 袋	59,616 (96.8)	1,003 (82.6)
計	61,600 (100.0)	1,215 (100.0)

(注) 1 麻袋、樹脂袋及び紙袋30kg詰めは60kg換算個数である。

2 () は包装の種類別比率である。

3 外国産農産物の検査

14年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

産 地	玄米	精米	砕精米	計	国別比率
アメリカ	579	281,395	43,394	325,367	(48.5)
中 国	419	96,964	3,657	101,040	(15.1)
タ イ	18	82,557	56,511	139,086	(20.7)
オーストラリア	23,095	60,646	11,245	94,986	(14.2)
ベトナム	—	9,631	—	9,631	(1.4)
イタリア	—	102	—	102	(0.0)
パキスタン	—	60	—	60	(0.0)
インド	—	36	—	36	(0.0)
計	24,110	531,391	114,807	670,308	(100.0)
形態別比率	(3.6)	(79.3)	(17.1)	(100.0)	

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外 (否) となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量 (t)
中国、アメリカ	水 分	8	8	848
タ イ	異物計	1	1	9
アメリカ、タイ	小砕粒	2	2	46

タ イ 碎 粒	1	1	998	
(2) 小 麦				
ア 検査数量			(単位：千 t, %)	
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	2,303	48	2,352	(51.4)
カナダ	1,220	6	1,226	(26.8)
オーストラリア	876	108	983	(21.5)
その他	—	13	13	(0.3)
計	4,399	175	4,574	(100.0)
用途別比率	(96.2)	(3.8)	(100.0)	
イ 品 質				

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外（否）となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ	きょう雑物	8	8	20,001
アメリカ	著しい熱損粒	1	1	8,153
アメリカ	発芽粒	2	2	12,344
アメリカ	粗たんぱく	4	4	21,658
S B S	きょう雑物	8	8	2,640

(3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量			(単位：千 t, %)	
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	205	766	971	(67.3)
アメリカ	7	302	309	(21.4)
カナダ	27	9	36	(2.5)
その他	—	126	126	(8.7)
計	238	1,204	1,443	(100.0)
用途別比率	(16.5)	(83.4)	(100.0)	
イ 品 質				

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外（否）となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
S B S	きょう雑物	3	3	2,886

4 成 分 検 査

成分検査（任意検査）は、理化学分析により米の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行なうものであり、平成8年4月から米及び小麦について実施しており、その対象項目は、米については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

なお、国は、民営化移行期間中において民間検査機関が参入していない地域で補完的に検査を実施している。

平成14年度の成分検査の実施件数は、米については371件、小麦については1,670件となっている。

第10節 加 工 食 品

1 みそ・しょうゆ

(1) 企 業 構 造

平成13年12月現在におけるみそ製造業の企業数は、1,185企業（1,195工場）であり、そのほとんどが中小企業である。

また、平成13年12月現在におけるしょうゆ製造業の企業数は、1,599企業（1,607工場）である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社（7工場）にすぎないが、生産シェアで約49%（13年）を占めている。

(2) 生 産 状 況

14年におけるみそ・しょうゆの生産数量は、みそは52万4千tで前年より2千tの減（前年比0.4%減）しょうゆは99万9千klで前年より2万8千klの減（同2.7%減）となった。

(3) 輸 出 状 況

14年におけるみそ・しょうゆの輸出総量は、みそは6千tで前年比0.3%減、金額では13億656万円で前年比1.7%増となっており、主要輸出先はアメリカ、韓国、香港等である。また、しょうゆは1万2千klで前年比4.8%増、金額では26億3,835万円で前年比5.6%増となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、中国である。

2 小 麦 粉

(1) 企 業 構 造

平成14年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は118企業（147工場）であり、これらを合計した日産設備能力は、3万tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、中小企業のうち38%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業（4社）が69.7%を占めている。

(2) 生 産 状 況

13年度における小麦粉の生産数量は、491万tで前年より0.4%減少している。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の40.3%、めん用粉の33.2%、菓子用粉の12.3%となっており、この3用途で生産数量全体の85.8%を占めている。

3 精 麦

(1) 企 業 構 造

平成14年3月末現在における精麦業の企業数は、61企業（61工場）で、すべて中小企業である。

(2) 生 産 状 況

13年度における精麦の生産数量は16万4千t（前年比1.7%増）となっている。種類別生産比率は、普通精麦90.4%（押麦9.5%、切断庄べん0.4%、切断無庄べん2.7%、精白麦77.5%、その他0.3%）、ビタミン強化精麦9.6%となっている。

4 麦 茶

(1) 企 業 構 造

14年3月現在における麦茶製造業の企業数は、84企業（86工場）であり、すべて中小企業である。

(2) 生 産 状 況

13年度における麦茶の生産数量は5万1千tで、前年比4.0%増となっている。

5 め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

(1) 企 業 構 造

平成13年4月現在におけるめん類製造業の工場数は生めん類3,701、乾めん類1,782、即席めん類108、マカロニ・スパゲッティ類12で合計5,603工場となっている。めん類製造業は、即席めん類以外は大企業の数極めて少なく、おおむね中小企業である。

(2) 生 産 状 況

14年におけるめん類の生産量は、142万1千t（小麦粉換算）で前年より約2万t減（前年比1.3%減）となっている。

種類別にみると、生めん類68万5千t（前年比1.7%減）、乾めん類22万6千t（同5.1%減）、即席めん類35万6千t（同0.0%増）、マカロニ・スパゲッティ類15万4千t（同2.9%増）である。

(3) 輸 出 入

14年におけるめん類の輸出量は、1万7千t（輸出金額49億円）で前年比6.0%増（同1.6%増）となっている。これを種類別にみると乾めん類7.3千t（同19億円）、即席めん類9.1千t（同29億円）、マカロニ・スパゲッティ類0.3千t（同0.3億円）である。

一方輸入量は10.7万t（輸入金額124億円）で前年比9.6%増（同11.9%増）である。

これを種類別にみると、乾めん類2.7千t（前年比

2.9%減）、即席めん類3.4千t（同28.3%増）、マカロニ・スパゲッティ類101.4千t（同9.4%増）である。

6 パ ン 類

(1) 企 業 構 造

平成14年4月末現在におけるパン製造業の工場数は4,858工場となっている。

(2) 生 産 状 況

14年におけるパン類の生産数量は124万5千t（小麦粉換算）で前年比2.1%減となっている。

これを種類別にみると、食パン61万9千t（前年比1.0%減）、菓子パン37万1千t（同2.6%減）、その他パン21万7千t（同4.1%減）、学給パン3万8千t（同5.1%減）である。

7 ビスケット類

(1) 企 業 構 造

平成14年4月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の工場数は114工場となっている。

(2) 生 産 状 況

14年におけるビスケット類の生産数量は21万製品tで前年比3.9%減となっている。

(3) 輸 出 入

14年におけるビスケット（スイート）類の輸出数量は1千t、金額では7億7千万円で前年比各々1.3%減、8.9%増となっている。主要輸出先はアメリカ、香港、台湾等である。

一方、輸入数量は1万5千t、金額では60億7千万円で前年比は各々11.9%増、13.1%増となっている。主要輸入先はアメリカ、ブラジル、シンガポール、デンマーク、フランス等である。

8 米菓（あられ・せんべい）

(1) 企 業 構 造

平成13年12末日現在における企業数は、693企業（703工場）であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社（12工場）が占めている生産シェアは47%（13年）となっている。

(2) 生 産 状 況

14年の米菓の生産数量は21万tで前年同である。

(3) 輸 出 入

14年の米菓輸出数量は、4.4千tで前年比4.3%減、金額では、28億円で前年比1.3%減となっており、主要輸出先はアメリカ、オランダ、台湾等である。

一方、輸入数量は6.7千tで前年比3.8%増、金額で

は、28億円で前年比3.0%増となっており、主要輸入先はタイ、台湾等である。

9 加 工 米 飯

(1) 企 業 構 造

平成14年3月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で156企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

(2) 生 産 状 況

13年における加工米飯の生産量は25万9千tで、前年比5.9%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万3千t（前年比0.3%減）、無菌包装米飯5万8千t（同4.7%増）、冷凍米飯16万1千t（同5.3%増）、チルド米飯1万t（同39.0%増）、缶詰米飯2千t（同3.5%減）、乾燥米飯6千t（同30.6%増）となっている。

10 食品流通改善巡回点検指導事業等

近年、食品に関する安全性の確保、価格の安定、流通円滑化、品質の維持向上及び表示の適性化等についての国民の要請はますます高まっており、これらの要請に応えて、きめの細かい食品行政の展開を図ることが現下の急務となっている。

(1) このような消費者の要請に応えるべく、昭和53年度から、「食品流通改善巡回点検指導事業」を実施している。

この事業は、食糧事務所職員が食品の生産及び流通の各段階にわたる巡回点検、指導等を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を総合的に推進するものであり、以下の業務となっている。

- ① 食品価格予察パトロール業務
- ② 米麦加工食品生産動態等統計調査業務
- ③ 食品流通改善基礎調査業務
- ④ 外食価格等動向調査監視指導業務
- ⑤ 生鮮食品等緊急対策業務
- ⑥ 農産物安全対策業務
- ⑦ 畜産物安全対策業務
- ⑧ 水産物安全対策業務

(2) BSEの発生、保管牛肉偽装事件が発覚したことから、と畜解体処理した国産牛肉を市場から隔離した冷凍牛肉の検品を農畜産業振興事業団職員と実施した。

更に、食肉を中心に食品表示に対する消費者の信頼を回復する観点から、平成14年2月から食肉表示実態調査を農政局及び農林水産消費技術センターと

共同して実施し、不適正な表示については、改善指導を行った。

また、平成14年度は、消費者の関心が高いJAS法の「品質表示基準」に基づいた生鮮食品及び水産加工品表示に対する店舗調査を実施した。

(3) 容器包装廃棄物に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の普及・啓発等を行う「容器包装廃棄物リサイクルシステム点検指導事業」における調査点検業務を実施した。

また、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制等を目的とした「食品リサイクル法」に基づいて、食品関連事業者に対する普及啓発とリサイクル状況の調査・点検業務を実施した。